

砥 部 町 議 会
令 和 6 年 第 3 回 定 例 会
会 議 録

令和6年第3回砥部町議会定例会（第1日）会議録

招 集 年 月 日	令和6年9月5日			
招 集 場 所	砥部町議会議事堂			
開 会	令和6年9月5日 午前9時30分 議長宣告			
出 席 議 員	1 番 高橋久美 2 番 日野恵司 3 番 木下敬二郎 4 番 原田公夫 5 番 柿本 正 6 番 東 勝一 7 番 佐々木公博 8 番 小西昌博 9 番 佐々木隆雄 10 番 松崎浩司 11 番 大平弘子 12 番 西岡利昌 13 番 山口元之 16 番 三谷喜好			
欠 席 議 員	15 番 平岡文男			
地 方 自 治 法 第121条第1 項の規定に より説明の ため会議に 出席した者 の職氏名	町 長 佐川秀紀 副町長 門田敬三 教育長 大江章吾 総務課長 松田 勲 企画財政課長 小中 学 地域振興課長 善家孝介 商工観光課長 森本克也 税務課長 古川雅志 保険健康課長 岩田恵子 介護福祉課長 白形大伸 子育て支援課長 堀潤一郎 建設課長 門田 作 農林課長 池田晃一 町民課長 土居 透 上下水道課長 松田博之 会計管理者 田邊敏之 学校教育課長 伊達定真 社会教育課長 山本勝彦			
本会議に職務のため出席した者の職氏名		議会事務局長 藤田泰宏 専門員兼庶務係長 東山泰久		
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 6 番 東勝一 7 番 佐々木公博			
傍 聴 者	2人			

令和6年第3回砥部町議会定例会議事日程 第1日

・開 会

・開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

・散 会

令和6年第3回砥部町議会定例会

令和6年9月5日（木）

午前9時30分開会

○議長（三谷喜好） ただいまから、令和6年第3回砥部町議会定例会を開会いたします。町長から招集の挨拶があります。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 令和6年第3回定例会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、残暑厳しい折、また公私ともに何かとお忙しい中、町政運営に関わる重要案件を御審議賜り、厚く御礼を申し上げます。さて、先週末に日本を縦断した台風10号の影響により、本町でも早期に警戒本部を立ち上げ、避難所の開設などを行いました。町内では特に大きな被害は確認されませんでしたが、県外では死者を含む甚大な被害が発生しており、亡くなられた方の御冥福を、心からお祈り申し上げますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。また、気象災害もさることながら、本年1月1日の能登半島地震の発生から8か月が経過し、被災地では復興に向けた歩みが進んでおりますが、今なお多くの方が避難生活を続けられております。先日、被災地である石川県志賀町、内灘町を視察する機会がありましたが、いまだ残る地震の爪痕に改めて自然の猛威を思い知らされました。そのような中、4月には豊後水道地震により、県内で観測史上最大となる震度6弱が記録されるとともに、8月8日には、日向灘の地震の影響により、南海トラフ巨大地震臨時情報（巨大地震注意）が運用開始後初めて発令されるなど、我々にとって地震災害への関心がこれまでになく高まっているものと思います。本町においても、臨時情報発令中は警戒本部を設置し、昼夜を問わず職員2名を常駐させ、住民の皆様へ警戒を呼びかけるとともに、関係機関との連携確認を行いました。幸い何事もなく臨時情報は解除されましたが、巨大地震の脅威が去ったわけではなく、引き続き日頃の地震への備えに、万全を期してまいります。また、今夏はパリにてオリンピックが開催され、日本選手団が海外で開催された大会で最多数となるメダルを獲得をいたしました。メジャーリーグでも、大谷選手が本塁打と盗塁で前人未到の「50－50」フィフティ・フィフティに挑んでおりますが、最高峰の舞台で活躍する日本人選手の姿に勇気をもらいながら、我々も防災・減災対策を含む行政課題の解消に向け、挑戦を続けて行きたいというふうに思っております。挑戦といえば、今月27日に行われる自民党総裁選では、派閥解消を背景に、ベテランから若手まで、多くの方が立候補を表明しておりますが、新総裁には、政権与党の代表として、政治への信頼回復に取り組み、国内外に山積する政治課題の解決を主導していただきたいというふうに思っております。新総裁誕生後、衆議院の解散総選挙も取り沙汰されておりますが、年明けには、本町の町長・町議選も執行される予定です。選挙に向けた準備も本格化してまいります。議員の皆様におかれましても、それぞれの立場で、挑戦を続けていただきたいと思っております。それでは、本定例会に提案させていただきます議案について申し上げます。専決処分などに関する報告が3件、関係団体の規約の変更に関する議案が2件、土地改良事業に関する議案が1件、条例に関する議案が5件、補正予算に関する議案が6件、令和5年度会計の決算認定が8件、人権

擁護委員の推薦に係る人事案件が1件となっております。詳細につきましては、議案審議の場で御説明させていただきますので、御議決賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三谷喜好） これから、本日の会議を開きます。日程に入るに先立ち報告いたします。15番平岡文男議員から欠席届が提出されております。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番東勝一議員、7番佐々木公博議員を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（三谷喜好） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、去る8月28日開催の議会運営委員会において、本日から13日までの9日間としております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から13日までの9日間に決定いたしました。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（三谷喜好） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので御報告申し上げます。次に、監査委員より、7月末の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。次に、議員派遣の結果について報告をいたします。8月5日、松山市で開催された愛媛県町村議会議長会令和6年度第1回町議会議員研修会に全議員を派遣し、大正大学教授の江藤俊昭氏の講演を拝聴いたしました。次に、委員会からの委員派遣についてを御報告申し上げます。議会運営委員会が6月25日から6月26日まで、佐賀県基山町において議会運営・議会改革についてを、議会広報常任委員会が7月8日から9日まで、福岡県大刀洗町において議会だよりの編集について、それぞれ視察研修を行った旨の報告がありました。以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 行政報告

○議長（三谷喜好） 日程第4、行政報告を行います。本件について、主要な事項の報告を求めます。門田副町長。

○副町長（門田敬三） 令和6年6月議会後からの行政報告を行います。総務課。（1）2024年ブレーメンジュニア国際柔道大会100キロ超級で第3位に入賞した本町出身の東海大学1回生の杉本明豊さんに「いきいき砥部大賞」を贈りました。（2）主要工事の進捗状況。消防第4分団・女性分団詰所・車庫新築工事の8月末時点の進捗率は5%となっています。（3）8月29日、台風10号の接近に伴い、土砂災害等の危険が高まったため、町内4施設に避難所を開設し、31日までの間に21人が避難しました。詳細は表のとおりです。企画財政課。（1）6月3日から8月5日までの落札の状況です。入札件数54件、設計総額11億211万3,000円、落札総額9億7,914万4,000円、落札率88.8%。内訳は表のとおりです。次のページをお願いします。地域振興課。（1）4月1日から6月30日までの91日間、松山南高砥部分校教育寮（仮称）の建設に係るクラウドファンディングを実施し、695万6,000円の御寄附をいただきました。（2）主要工事の進捗状況。砥部分校教育寮（仮称）新築工事の8月末時点の進捗率は9.6%となっています。介護福祉課。物価高騰対策として、（1）令和5年度低所得世帯支援給付金から、次のページ上段の（4）令和6年度低所得世帯支援給付金（子ども加算）までの4件の給付金を支給しました。支給対象及び支給状況等は記載のとおりです。（5）令和6年度分所得税及び市町村民税において実施される定額減税による減税を十分に受けられないと見込まれる方に対し、定額減税補足給付金を支給しました。支給状況は記載のとおりです。（6）8月21日、中央公民館講堂で町主催の戦没者追悼式を開催し、遺族会員など78人が参加しました。建設課。（1）主要工事の進捗状況。令和5年度からの繰越分の町道多居谷線（中樋橋）橋梁修繕工事は7月8日に完成いたしました。次のページをお願いします。上下水道課。（1）主要工事の進捗状況。令和5年度からの繰越分の第7配水池造成工事1期の8月末時点の進捗率は90%となっています。次に、令和6年度現年度分。①第7配水池築造工事1期並びに②第7配水池電気計装、滅菌設備工事1期の8月末時点の進捗率は、いずれも10%となっています。学校教育課。（1）主要工事の進捗状況。宮内小学校トイレ改修工事の8月末時点の進捗率は24%となっています。以上で行政報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 以上で行政報告を終わります。

~~~~~

## 日程第5 一般質問

○議長（三谷喜好） 日程第5、一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は35分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位の御協力をお願いいたします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、その旨を告げ、議長の許可を得てから発言をしてください。それでは、質問を許します。4番原田公夫議員。

○4番（原田公夫） 4番原田でございます。今回、教育関係で2点ほど質問させていただきます。まず第1点目は、体を動かして遊ばない子どもたちへの対応はでございます。総務省の社会生活基本調査によると、運動遊びやスポーツをしない子どもの割合が、30年ほど前から増える傾向にあります。今年は、オリンピックの開催もあり、スポーツへの関心が高ま

っているとは思いますが、コロナ禍を経て外で体を動かさなくなった生活習慣が定着し、スポーツよりも学習や自己啓発を優先する子どもが増えているようです。2021年の調査結果からは、10歳から14歳の約13.7%、15から19歳の約23.2%が、授業以外で1年間にほぼスポーツをしなかったことも分かりました。外遊びによって育まれる能力は、視力・運動能力・言葉の力と言われており、外遊びで得た経験は内面の成長につながり、自ら考え・自ら学ぶ自立した子どもを育てていくことが指摘されています。最近では、スマホや家庭用ゲーム機が主流となり、外で遊んでいる子どもをあまり見かけなくなったという声も聞きますが、本町における現状と今後の対策についてどのように考えているのか、教育長の御所見をお伺いします。2問目は、全国学力テストの結果に対する対策はでございます。7月29日、文部科学省では、小学6年生と中学3年生を対象に実施した、2024年度全国学力・学習状況調査の結果を公表しました。それによると、県内の公立小中学校の平均正答率、小学校が国語と算数、中学校が国語と数学は、小学校の算数を除き全国平均を下回っていました。市町別の結果は8月下旬に県教育委員会のホームページで公表されることになっており、本町の結果はどうだったのか気になるところであります。今回の結果を受け、県教委では、多くの教科で平均正答率が全国平均を下回ったのは課題。原因を分析し、市町教育委員会・学校と一体となって授業改善に努めたいとコメントしています。本町の学力テスト結果を踏まえ、今後の学習対策をどのようにしていくのか、教育長の御所見をお伺いします。

○議長（三谷喜好） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 原田議員の御質問にお答えをいたします。教育委員会では、総務省が行う調査に類する詳細なデータを持ち合わせておりませんが、毎年、小学5年生と中学2年生を対象に行われる全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果、令和5年度調査では、1週間の内で運動時間が1時間未満の児童生徒の割合は、小学校5年生が12%、中学2年生が14%となっております。総務省の調査と類似した結果となっております。子どもは、外遊びやスポーツなどによって、社会的スキルをはじめ、多くの能力が育まれます。そのため、学校教育では、健康と安全な生活、また豊かなスポーツライフを実現するため、各教科を通じて、日常生活において体育活動等の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基盤を培うことを目指しております。一方、社会教育の観点からは、各種のスポーツ事業をはじめ、屋外型の体験事業を展開するとともに、スポーツ少年団の育成や地域における公民館活動を奨励しているところでございます。この問題は、学校・家庭・地域など社会全体で考えなくてはならない問題でありますので、児童生徒そして保護者への啓発や、スポーツなど体を動かすことができる場の提供、また地域におけるスポーツの活性化を図ってまいりたいと思います。次に、全国学力テストの結果に対する対策でございますが、今年度は、国語は県・全国平均とほぼ同じで、算数・数学は県・全国平均をやや上回る結果となっております。教育委員会では、愛媛県学力向上推進3か年計画に沿って、主体的・対話的で深い学びの実現を目指し、1人1台端末をはじめ、ICTを効果的に活用するなど、デジタルとアナログの良さを適切に生かし、授業力・組織力・省察力の向上に取り組んでおります。また、この方針の下、学力向上委員会を設置して授業改善に取り組むほか、児童生徒全

員に家庭学習の進め方の手引きを、保護者には家庭での学びの環境づくりのポイントを示して、家庭における学習時間の確保や習慣化を図っているところでございます。今後におきましても、全国学力・学習状況調査における各教科の平均正答率が全国平均を上回ることを成果目標として、授業力などを強化することにより、確かな学力の定着を図ってまいります。以上で原田議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 原田議員。

○４番（原田公夫） 子どもの外遊びや体を動かす機会が減っている理由とか原因とかについて、やはり、現在は、ゲーム機やスマホなどに時間を割いておるとか、公園や学校で自由に遊べなくなったとか、子ども同士の関係づくりが難しいとか、子どもの遊びが近隣住民にとって迷惑になるとか、いろんなことが言われておるようでございます。また、それらへの対処方法としては、保護者や子どもが自由になる時間を増やすとか、遊べる場所を増やすとか、ゲーム機やスマホなどに使う時間を制限するとか、そういったことを言われておるわけでございます。先ほど、外遊びによって育まれる能力は、視力・運動能力・言葉の力と言われており、自立した子どもも育んでいくと指摘されておりますので、答弁いただきました指導要領や社会教育の観点から、学校・家庭・地域など、社会全体で考えて取り組んでいくという教育長の強い姿勢をいただきましたので、しっかりとそういった環境づくりを推進していただくようお願いいたしまして、１点目の質問は終わりたいと思います。次に、全国学力テストの結果に対する対策はでございます。これにつきましては、国語は県・全国平均と同じで、算数・数学は県と全国平均をやや上回るという現状であるという答弁であったかと思いますが、また、愛媛県の学力向上推進３か年計画に沿って進めて、１人１台端末をはじめ、ＩＣＴを効果的に活用して授業向上に取り組んでいくというようなことであったかと思いますが、それで、現在学校においては、タブレットの更新時期が近づいておると思うんですが、そういったＩＣＴ機器の部分で、現在のタブレットの更新時期はいつになっておるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（三谷喜好） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。来年度、令和７年度を予定しているところでございます。以上で回答とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 原田公夫議員。

○４番（原田公夫） そのタブレットに関連して、やはり今回も、やっぱり補助金をもらっての交換というようなことになるんでしょうか。

○議長（三谷喜好） 伊達課長。

○学校教育課長（伊達定真） 原田議員さんの御質問にお答えをいたします。来年度の更新につきましても、国の方の補助金の方を活用して更新の方をしたいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 原田議員。

○４番（原田公夫） あと、ＳＮＳ・動画を見る時間が長いと正答率が低くなる傾向があると言われておりますが、その実態はどうなっておるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（三谷喜好） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 原田議員の御質問にお答えをさせていただきます。SNS・インターネットの利用実態というものを調査しておりますけれども、昨年度のデータとなりますが、スマートフォン・ゲーム機等ですね、インターネットが利用できる自分専用の機器を持っている率ですね、小学校1年生では約80%、4年生では90%を超えて95%、中学生の中学校3年生では99%となっております。そういった中で、その機器の1日当たりの利用時間につきましては、小学校1年生では1日1時間以上の割合が約39%、2時間以上が20%、3時間以上が10%となっており、小学校6年生になると1時間以上が83%、2時間以上が55%、3時間以上が27%というふうになっております。また、中学校3年生になれば、1時間以上の割合が94%、2時間以上が69%、3時間以上が44%というふうになっております。やはり原田議員がおっしゃられたように、利用目的は音楽や動画の視聴、それとか調べ物とかメールというのが多いようでございます。以上でお答えをさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 4番原田議員。

○4番（原田公夫） 学年が上がるにつれて、利用する時間も長いというようなことであったかと思います。県の教育委員会から公表された本町の学力テストの結果、私見しましたが、小学校は、砥部町の場合、小学校は国語で言葉の特徴や使い方に関する事項、情報の扱い方に関する事項、話すこと・聞くことの3項目が全国平均を下回っておったと、算数ではほとんどの項目で全国平均を上回っている状況であったと、中学校の国語は国の言語文化に関する1項目が全国平均を下回って、数学は全ての項目が全国平均を上回っている状況であったかと思います。そういった、分析されております結果を基に、本町の児童生徒の学力向上に御尽力をいただきますようお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三谷喜好） 原田議員の質問を終わります。3番木下敬二郎議員。

○3番（木下敬二郎） 議席番号3番、木下敬二郎です。議長の許可をいただきましたので、1問の質問をさせていただきます。質問内容は、民生委員や保護司、人権擁護委員などの年齢要件の緩和についての具体的検討の要望であります。地域住民に寄り添い、各分野で最も身近な相談相手となる民生委員や保護司、人権擁護委員は、国からの委嘱を受けた非常勤の公務員、ボランティアでございますが、高齢化が進む現在、なり手不足が指摘されています。また、改選・再任に当たっては、民生委員で75歳未満、保護司で76歳未満、人権擁護委員で75歳未満と、それぞれ年齢要件が設けられており、なり手不足にますます拍車をかける事態となっています。そのような中、民生委員について、国は自治体への通知で年齢要件を75歳未満としながらも、状況に応じて弾力的な運用を認めていることもあり、前回2022年の改選を前に、都道府県や政令市・中核市の約5割が年齢の引上げや上限の撤廃など、国の基準を上回る独自の基準を設けています。高齢化が進む砥部町においても、担い手確保の一手として、地域の実情も踏まえた、町独自の基準を設ける必要があると考えますが、町長の御所見をお伺いします。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 木下議員の御質問にお答えします。民生委員や保護司、人権擁護委員などの年齢要件緩和をとの御質問ですが、はじめに、民生委員の年齢要件につきましては、国の選任要領において、75歳未満の者を選任するよう努めることと規定をされており、県も同様の要件を設けております。保護司につきましては、特に町の関与はなく、保護観察所が委嘱手続を行っておりますが、現在、法務省において年齢条件や職務内容の在り方などが検討されており、その結果に基づき、所要の措置が講じられることとされております。人権擁護委員につきましては、新任は68歳以下の者、再任は75歳未満の者と定められております。いずれの職におきましても、被推薦者の経歴、社会活動への意欲及び健康状態など、実情に応じて弾力的な運用が可能とされております。そのような中で、民生委員については、都道府県や政令市・中核市において独自基準を定めることができるようですが、市町村については、保護司及び人権擁護委員を含め独自基準を設けることはできず、あくまで国又は県の基準に基づくこととされているようでございます。議員御指摘のとおり、こうした年齢要件が担い手不足に関する弊害の一つとなっていることは十分承知をしておりますので、町といたしましては、推薦に当たり、個別の事例に応じて柔軟に対応していくとともに、基準を定める県等に対し、年齢要件の緩和を働きかけていきたいと思っております。以上で木下議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 木下議員。

○3番（木下敬二郎） 御答弁をいただきありがとうございました。まず、民生委員の年齢要件についてですが、被推薦者の経歴、社会活動への意欲及び健康状態など、実情に応じて柔軟に対応しているとのことですが、現時点において、75歳以上の方は砥部町の民生委員48名、児童委員を含みますが、この中で何名いらっしゃるのでしょうか。人数を把握しておられましたら、教えていただけたらと思います。

○議長（三谷喜好） 白形介護福祉課長。

○介護福祉課長（白形大伸） ただいまの木下議員さんの御質問にお答えいたします。現時点におきましては、基準を超える方は8名おります。改選、令和4年12月ですが、そのときの状態でありますと、5名の方が75歳以上の方となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 木下議員。

○3番（木下敬二郎） ありがとうございました。現時点で8名の方が75歳以上とのことであり、柔軟な対応ができており安心いたしました。しかしながら、この8名の方は任期が3年でございますので、次の改選時において、基本的には年齢基準の関係から民生委員を継続することが難しいのではないかと思います。現時点において、特別職の職員で非常勤の者などの年齢基準において、大部分の特別職、60の職種でございますが、職員の年齢制限はありませんが、民生委員、保護司、人権擁護委員、行政相談委員については年齢制限が定められています。その中でも、行政相談委員については、委嘱更新年度の4月1日時点で80歳以上になる場合は、原則として更新しないとの基準であり、妥当と考えます。しかしながら、民生委員の75歳未満、改選年の12月1日現在が基準となりますが、そして、保護司の再任時

は 76 歳未満、人権擁護委員の再任 75 歳未満については、柔軟に対応をしているとはいえ、年齢基準が設けられているのが現状であります。答弁にもありましたように、民生委員については、都道府県や政令市・中核市において独自基準を定めることができるようですが、市町村においては、保護司及び人権擁護委員を含め、独自基準を設けることは現時点では難しいとのことであり、町長の答弁にもございましたが、基準を定める県等に対し、年齢要件の緩和を働きかけていただくよう、よろしくお願いいたします。現在、砥部町には 75 歳以上 80 歳以下の高齢者が令和 6 年 7 月 31 日現在において 1,810 名いらっしゃいます。の中には、過去において特別職の職員であった有能な人材が多数いらっしゃいます。高齢者であり健康でない方もいらっしゃいますが、健康で意欲のある方も多くいると思います。このような有能で健康な経験豊富な人材の活用を行うためにも、先ほど申し上げた年齢基準を最低でも 5 歳程度は引き上げて良いものと思いますので、再度申し上げますが、基準を定める国・県等に積極的に働きかけていただくよう、よろしくお願いいたします。私が考えますに、この年齢基準の設定があることで、各行政区において人選を行う場合、この年齢基準が足かせになっているのは事実であります。年齢基準が引上げになることで、有能な人選の対象者が大幅に増加することになるものと思います。一人暮らしの高齢者の自宅を訪問したり、相談に応じたりする民生委員について、全国の主要自治体の 5 割が、国が年齢要件としている 75 歳未満を上回る独自の基準を設けていることが、読売新聞の調査で分かっています。背景には、なり手不足の深刻化があり、独自の基準を定める自治体は大幅に増えています。2019 年の改選時に、75 歳以上の民生委員がいた政令指定都市・中核市の自治体は、独自の年齢要件を定めていない自治体も含め、9 割に当たる 117 自治体で選任されていたとのデータもございます。愛媛県内の自治体におきましても、中核市である松山市においては、民生委員の年齢基準を 75 歳以上に設定する動きが見られるようです。また、保護司につきましては、現在、法務省において、年齢条件や職務内容の在り方などが検討されているとのことですので、今後の経過を見守りたいと思います。人権擁護委員につきましては、上限年齢を上回る場合も、人権擁護委員として求められる活発な活動を期待できるものを妨げるものではないとのことであり、今後の運用を見守っていききたいと思います。人生 100 年時代と言われている現在、愛媛県内の高齢者は 44 万 898 人、高齢化率は 33.8% となっており、年齢要件の緩和は、県内市町全体の課題でもあります。高齢化率 35.13% の砥部町においても、早急に取り組むべき課題と考えますので、県内市町が足並みをそろえて、国・県等に年齢要件の緩和の働きかけを行っていただくように要望いたします。今回の質問は、砥部町独自で取組める問題ではありませんでしたが、私が民生委員を経験したときに強く感じた問題点であることから、一般質問として取り上げさせていただきました。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（三谷喜好） 木下敬二郎議員の質問を終わります。6 番東勝一議員。

○6 番（東勝一） 6 番東勝一でございます。よろしくお願いいたします。まずもちまして、町長、教育長の御理解の下、特に小学校のトイレの洋式化含め、改修に着手できましたこと、この場をお借りいたしまして、お礼を申し上げます。今後、子どもたちが笑顔でいるという

のが、手にとって分かるような気持ちでございます。さて、質問事項、私の方から2点がございまして、1点目につきましては、宮内校区にコミュニティ施設の建設をということです。本町では、麻生校区と砥部校区に児童館が設置されていますが、宮内校区には児童館がないため、宮内校区の子どもや保護者は、いずれかに出向くしかない状況にあります。令和4年7月には、国道33号線沿いにある、宮内園芸管理組合所有の共同選果場の土地3,295平方メートルが、組合から町に寄附されました。組合員からは、寄附に当たって、児童館を含むコミュニティ施設用地として活用してほしいとの要望も出ており、また、地域住民の方からも建設を望む声が寄せられているところでございます。今後の整備に向けた方向性について、町長の御所見をお伺いします。2点目でございます。園児に防災ヘルメット・防災頭巾を。近年、全国各地で地震や台風、ゲリラ豪雨など自然災害に常に見舞われております。先月8日には、日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生、宮崎県内では最大震度6弱が観測され、これを受けて気象庁は、同日、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を初めて発表しました。南海トラフ巨大地震は、今後30年以内に70ないし80%の確率で発生するとされており、元日の能登半島地震なども踏まえ、巨大地震への備えは急務であります。本町においては、防災・減災対策として、防災マップの作成や訓練の実施など、住民の安全対策に力を注いでいるところでありますが、幼稚園や保育所、こども園には、防災ヘルメット・防災頭巾が常備されておられません。いざというとき、子どもの命を守る防災備品として、ヘルメットや頭巾は必要と思います。それだけで万能・万全というわけにはいきませんが、備えあれば憂いなしの言葉もあるように、防災ヘルメット、0～2歳児には防災頭巾を常備することは実現可能なことではないでしょうか。町長の御所見をお伺いします。以上2点、よろしくお願いします。

○議長（三谷喜好） 砥部町長佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 東議員の御質問にお答えします。はじめに、宮内校区コミュニティ施設建設をとの御質問ですが、宮内園芸管理組合から寄附をいただきました土地につきましては、現在、行政財産として管理をしております。東議員の御指摘のとおり、宮内校区に児童館等のコミュニティ施設が不足していること、また、建設の要望があることは十分理解しておりますので、今後、高齢者福祉機能や防災機能などを併せ持つ、複合的な活用策を検討してまいりたいと考えております。次に、園児に防災ヘルメット・防災頭巾の常備をとの御質問ですが、いずれも地震発生時から園児を保護者に引き渡すまでの間、命を守る手段として有効であると考えております。今後、安全性や装着の容易さ、保管スペースなどを踏まえ、年齢に応じた防災ヘルメット又は防災頭巾の導入につきまして、前向きに検討してまいりたいと考えております。また、災害はいつ、どこで発生するか分からないことから、併せて非常用持出品や備蓄など、各家庭における災害の備えについても、引き続き周知してまいります。以上で東議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 6番東議員。

○6番（東勝一） 町長ありがとうございます。高齢者福祉施設ないし、それと防災機能を有した施設ということで、ありがたい言葉をいただきました。昨年度でしたか、高知県の佐

川町におもちゃ館を見に行きました。そういった中で、いろんな取組もされてきたわけですが、よろしいですか。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 木のおもちゃ美術館ということにつきまして、私も過去にいろいろと検討した結果がございますけれども、今、四国四県で三つの県ができておりますけれども、今治にできるというふうなことをお伺いしておりますので、この件については、皆様方と十分検討して、今の時点では白紙ということと考えたいと思います。先ほどの答弁のとおり、子どもたちが楽しく遊べる場所、また、老人の皆様方が集える所、防災機能等を踏まえた施設がいいのではないかと、今のところ考えております。以上です。

○議長（三谷喜好） 東議員。

○6番（東勝一） ありがとうございます。私もですね、おもちゃ館までは要らないと、個人的には思っております。ですから、先ほど町長言われましたように、児童館、高齢者福祉施設、それと防災機能を有した施設を、できましたら建設をしていただきたいというふうに思っております。本年度につきましてはですね、南高の砥部分校の学生寮の建設ということで、待ったなしということで、建設がございました。この費用もかなり要っておるわけがございますけれども、コミュニティ施設の建設につきましては、本年度はなかなか難しい状況でありますけれども、来年度予算にですね、施設の企画・設計費用を計上できないのかどうかお伺いいたします。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 今日の時点では、はっきりとしたお答えをできませんけれども、そういった方向で、十分皆さんと検討をしていきたいと思っております。

○議長（三谷喜好） 東議員。

○6番（東勝一） ありがとうございます。私もですね、児童館の建設を要請させていただいて、6年ぐらい経過させていただいたんですが、ぜひともですね、コミュニティ施設の建設を、優先順位の先順位として進めていただきますようお願い申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。園児に防災ヘルメット・頭巾ということでございますけれども、南海トラフ巨大地震、先ほど私言いましたですけれども、専門家によりますと、時期は未定、明日起こるか30年後に起こるか分かりませんが、必ず発生するというふうに言われております。自助・共助・公助、それぞれ70・20・10%の割合と言われておりますけれども、私は自助は80%じゃないかというふうに思っております。したがって、特に先ほど申し上げましたように、5歳児以下の子どもたち、自分で自分の身を守ることが困難と思っております。文科省の学校防災マニュアル作成の手引きにおきまして、地震発生時の安全確保に役立つ物資等の例に、頭を保護するものとして、防災ヘルメット・頭巾が掲げられております。また、同省の生きる力をはぐくむ学校での安全教育の学校安全教育（幼稚園編）では、学校教育として、防災頭巾等のかぶり方、また、地震・津波・火災発生時の、防災頭巾等をかぶっての安全な歩行が示されております。備付けにつきましては、義務化されておるませ

んけれども、本町において常備するべきと考えております。再度答弁いただければと思いますが、よろしいですか。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） この件につきましては、答弁に至りまして、いろいろと職員とも協議をさせていただきましたけれども、防災頭巾、私どもが子どもの折には防寒頭巾ということでかぶっております、その防寒頭巾を知っておる職員がもう少ないというか、私ども含めて知っておったんですけれども、この中の議員の皆様方も、防寒頭巾ということで、防寒頭巾イコール防災頭巾というふうに理解をしております。それと、ヘルメットにつきましては、当然頭を守るということで、先ほど東議員さん言われましたように、やはり自助というのは、一番今、災害の中で大切であるというふうに思っておりますので、まずは自分の身を守るということにつきましては、ヘルメットとか防災頭巾、十分必要なことではないかというふうに思っておりますので、低年齢の方にはどういうものが必要かということをも十分検討して、検討した中では、やっぱり小さい子どもは防災頭巾の方がいいんじゃないかということで、ヘルメットはなかなか装着しにくいんじゃないかとか、いろんな議論をさせていただきましたので、皆様方とも十分協議をさせていただきながら、この件については前向きに検討していきたいというふうに思っております。

○議長（三谷喜好） 東議員。

○6番（東勝一） ありがとうございます。前向きに検討すると言われておりますけれども、本町ですら、ちょっと気になったのが、民営化されておりますアイグラン保育所・こども園、それから愛育幼稚園等ありますけれども、そこにも常備する段階となったときに、常備する考えがあるのかどうか、ちょっと伺います。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 町がそろえるということになれば、私立、愛育を含めてですけれども、当然町が考えていかなければならないというふうに考えております。

○議長（三谷喜好） 東議員。

○6番（東勝一） ありがとうございます。今現在、保育所・幼稚園・こども園で避難訓練を実施されてると思うんですけども、その内容を、ちょっと教えていただければと思いますが、よろしいですか。

○議長（三谷喜好） 堀子育て支援課長。

○子育て支援課長（堀潤一郎） 東議員さんの御質問にお答えをいたします。この、こども園・保育所・幼稚園におきましてはですね、月に1回、避難訓練というのを実施させていただいております、内容においてはですね、その都度ですね、地震を想定したとか、風水害を想定したとか、いろいろなそのパターンを何種類かありましてですね、その種類ごとにですね、いろいろと訓練をさせていただいておるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 東議員。

○6番（東勝一） 何回も質問させていただいて恐縮なんですけれども、この防災ヘルメッ

ト・頭巾はですね、近隣の市町でどっか用意しておるところ、常備しておるところはございますか。

○議長（三谷喜好） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（堀潤一郎） 東議員さんの御質問にお答えをいたします。近隣の公立施設に限って御回答させていただくんですが、まず、松山市さんは3歳以上の園児の方に対しまして、頭巾を常備しておるいうところでございます。そして、伊予市さんがですね、保育所については常備をしてないんですが、幼稚園・認定こども園について、全児童分の頭巾を常備しております。東温市さんにつきましては、5園のうち1園だけではございますが、ヘルメットの方を常備しておるいうところでございます。松前町さんにおかれましてはですね、もう3歳以下の園児に頭巾、また、4・5歳児についてはヘルメットを常備しておる状況で、また、久万高原町さんにおかれましてはですね、全児童に頭巾を常備しているということで、近隣市町ではほとんど何らかの形でですね、一部でも常備しているという状況でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 東議員。

○6番（東勝一） ありがとうございます。ヘルメットは折り畳み式のヘルメットがございますので、置く場所等もいろいろあると思うので、ヘルメットは折り畳みがいいかなと私自身は思います。今後、ヘルメット・頭巾を常備さす際にですね、防災ヘルメット・頭巾を着用した避難訓練を実施していただきますよう、よろしくお願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。以上です。ありがとうございました。

○議長（三谷喜好） 東勝一議員の質問を終わります。8番小西昌博君。

○8番（小西昌博） 8番小西でございます。防災関係の質問を2問させていただきたいと思います。一つ目、河川氾濫や堤防決壊など浸水被害への対応はです。近年では、台風や梅雨末期の大雨もさることながら、線状降水帯の発生による大雨被害が全国各地で多発しています。一級河川である重信川に隣接する本町では、近年、河川の氾濫による大きな被害は発生していませんが、高尾田区を流れる御坂川上流でも水田が減っており、コンクリート舗装が増え、降った雨がそのまま河川に流れ込むことで増水に拍車をかけており、一度線状降水帯が発生すれば、いつ氾濫や決壊が起きてもおかしくないと考えます。平成29年の台風18号では、重信川の出合水位観測所で戦後最高水位を観測し、町内でも多数の床上・床下浸水が発生しました。消防団出動となる氾濫危険水位に達した場合、まず一つ目です。重信川上流の自治体や消防と雨量に応じた連携は取っているのか。二つ目、御坂川上流の松山市消防団は、どのような状況になれば出動しているのか。三つ目、砥部町総合防災マップに重信川洪水浸水想定区域が掲載されているが、現在までに浸水被害を想定した訓練を実施したことがあるのか。四つ目、浸水想定区域における住民の避難誘導の仕方についてどのように考えているのか。以上、4点について町長の御所見をお伺いします。二つ目、自主防災組織の活動状況はについてです。地域住民が自分たちの地域を自分たちで守るという自覚や連帯感に基づき自主的に結成する自主防災組織は、現在町内ほとんどの地区で結成されています。役員構成は、地区によっても違うと思いますが、地区役員がそのまま充てられてるところもあ

ると聞いております。自主防災組織を対象にしたアンケート調査によれば、役員の高齢化や若年層の参加が少ないこと、自主防災組織に対する住民の理解不足が課題に挙がっており、その他にも平日昼間は若い人が働きに出て地域にいないため、自主防災組織が機能しないという調査結果も出ています。実際の災害時に活動できる組織づくりをするためには、日頃からの訓練も必要と考えますが、そこで質問です。①各地区の自主防災組織は、どれくらいの割合で訓練をしているのか。②各地区の自主防災組織には防災士が入っているのか。③防災士が入っていない場合、どのような連携の取り方をしているのか。以上、3点について町長の御所見をお伺いします。この2問について、よろしくお願いいたします。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 小西議員の御質問にお答えします。はじめに、河川氾濫や堤防決壊などの浸水被害への対応はとの御質問ですが、まず、重信川上流の自治体や消防と雨量に応じた連携につきましては、これまで特に行っておりませんけれども、国土交通省や県・関係市町で構成する重信川流域治水協議会において、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。二つ目の御坂川上流の松山市消防団の出動につきましては、本町同様、松山市危機管理課と消防本部が連携を取りながら、災害レベルに応じて各署に警戒本部を立ち上げ、状況に応じて出動体制をとっており、平成30年西日本豪雨や昨年の大雨時に出動し、広報活動や土のう積みなどの対応をしております。三つ目の浸水被害を想定した訓練の実施につきましては、令和元年度に、四国地方整備局・愛媛県や3市2町を含む関係機関が重信川総合水防訓練において、浸水排除訓練を実施するとともに、令和3年度には、広田地区におきまして、大雨による土砂災害や浸水被害等を想定した訓練を実施しております。また、本町消防団においても、毎年、水防工法訓練を実施しておりますが、本年度は、自主防災組織の方にも参加していただき、地域防災力の向上を図っております。四つ目の浸水想定区域における住民の避難誘導の仕方につきましては、災害のおそれがある場合に、町防災行政無線、メールマガジン、公式LINE等により、速やかに避難準備等を周知するとともに、状況に応じて自主避難所を開設し、早めに避難行動が取れるよう努めております。また、要支援者などに関しましては、地区の民生委員を通じた避難など、共助が重要になると認識しており、状況によってはスムーズに避難が進むよう、消防団にも出動を要請することが必要であると考えております。今年度から、高尾田地区の内水氾濫による浸水被害対策として、排水機場の整備を進めておりますが、いずれにいたしましても、重信川流域の関係者と協働・連携を図りながら、流域全体での治水対策に引き続き取り組んでまいります。次に、大枠2点目となります自主防災組織の活動状況はとの御質問ですが、まず、各地区の自主防災組織の訓練割合につきましては、全56組織のうち毎年5件から6件となっており、活動の継続が課題とはなっておりますが、危機管理職員による防災出前講座のニーズは高まっており、訓練を含めた自主活動の推進に努めてまいります。二つ目の各地区の自主防災組織への防災士の加入につきましては、現在、全ての自主防災組織に防災士を配置できており、中には、防災委員として組織化している地区もございます。しかしながら、全ての防災士が組織に入っているか、また、町以外の機関を通じて防災士を取得している方の動向につきましては、町と

して把握できていない現状でございます。最後に、防災士が入っていない場合の連携の取り方につきましては、本年4月に自主防災組織連絡協議会を開催し、各組織の防災士の人数と併せて氏名などを周知し、地域の防災リーダーとして共助の中心的な役割を担っていただくよう依頼をしております。今後、地域単位での共助による防災・減災に対する取組は、ますます重要となってくると認識しておりますので、若年層の防災士取得の推進や、防災士を対象とした訓練や研修を通じて、更なる地域防災力の向上に取り組んでまいりたいと考えております。以上で小西議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 8番小西議員。

○8番（小西昌博） どうもありがとうございました。一つ目と二つ目の質問は同じようなもんなんで、ちょっとそれに対してちょっとお聞きしたいことがあるんですが、重信川上流地域とは連携はしていないが、国や県と連携して、一応国というか、国の大きい方ですかね、必要に応じて対応している、また、各署に災害対策本部を設置し、対応しているとのことでありますが、いずれにしても上流地域との連携がもっともっとあれば、災害が発生する前、迅速に対応できるものと考えられます。もう一度、そのことをお聞きしたいんですが。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 重信川につきましては一級河川というふうなことで、国の直轄管理というふうなことでございまして、現在も、先ほども答弁させていただきましたけれども、重信川流域治水協議会というものを立ち上げて、国主導で国・県・周辺の市町がその協議会に入って、いろんな自分ところといいますか、自分の持分のいろんな協議をさせていただいておりますので、いざ重信川でいろんなことがあれば、国・県またその市町の連携で、水防の事業が進んでいくというふうに考えております。

○議長（三谷喜好） 小西議員。

○8番（小西昌博） すいません、ありがとうございます。確かに、重信川、御坂川が増水したときなんかでも、元消防団でしたから、見回りしていたときなんかでも、他地域の消防車両や姿を見ることがあったんで安心はしておりますが、どちらにしても、県や各地域の方と災害対策本部等と緊密に連携をとることを要望して、次に移りたいと思います。次、③の質問なんですが、浸水被害を想定した訓練は、令和元年度に重信川で、令和3年度に広田地区で、土砂災害等浸水訓練を行ったとのことですが、やっぱり被害がひどいのは麻生校区、中でも高尾田・県団地・八瀬・拾町・重光・麻生の被害が深刻ではないかと考えます。浸水被害地域の住民参加の訓練を早急にするお考えはありませんか。よろしくお願いします。

○議長（三谷喜好） 松田総務課長。

○総務課長（松田勲） 小西議員の御質問にお答えさせていただきます。先ほどの町長の答弁の中でもございましたとおり、今年度につきましてはですね、5月に消防団の方で水防工法訓練を行っております。このときにですね、麻生校区の自主防災組織の方にも御参加をいただいて、土のう積み工法等の訓練を行っております。これにつきましては、毎年行っておりますので、引き続き自主防災組織の方にも御参加をいただきたいと思いますと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 小西議員。

○8番（小西昌博） すいません、私がお尋ねしたいのは、自主防災組織の中もやけど、住人の方、特に。組織には、役員さんなら10名とか15名いるかもしれないけど、その地区にいる住民さんも含めた訓練をいう考えなんですけど、どうですか。

○議長（三谷喜好） 松田総務課長。

○総務課長（松田勲） 小西議員の御質問にお答えさせていただきます。総合防災訓練、毎年行っておりますけども、こちらの方、各校区持ち回りでさせていただいております。こちらにつきましては、当然地震のところもございまして、浸水被害を想定した訓練を実施することもできると思いますので、次回、麻生校区で行うときにはですね、そういった対応の方も検討させていただきたいと思います。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 小西議員。

○8番（小西昌博） すいません、前向きな答弁ありがとうございます。次に、④の避難誘導の仕方についてなんですけど、町の防災放送やメールマガジン、公式LINEを活用することなんですけど、雨がひどい場合、窓を締め切っているときなど、防災無線の放送は聞こえにくくなると思うんです。そしてまた、公式LINEやメールマガジンを浸水想定区域の方が何名登録しているのかも分からないと思うんですけど、ぜひ先ほども言われました、地区の民生委員さんや消防団をまず最初に活用する、最初いうか2番目でもいいんですよ、活用して一般の方に声かけをするのが1番効果的ではあると思いますので、連携を取って人的被害出ないようにお願いします。最後になりますが、ちょっとこれ、高尾田地区の内水氾濫被害対策として、排水機場の整備を進めているとのことでしたが、少し前に消防団の方とお話しする機会がありまして、現在は、詰所から河川の見回り出動しています。今後、排水機場が整備されるのであれば、川が見える排水機場に待機できるスペースがあればいいというお話を伺いました。私も元消防団として、あれば良いと考えますが、つくるようなお考えはありませんか。

○議長（三谷喜好） 門田建設課長。

○建設課長（門田作） 小西議員の御質問にお答えさせていただきます。高尾田排水機場の整備につきましては、現在、詳細設計に取りかかったところでございますので、この設計の中で、そういう声があるということを十分検討してまいりますので、御理解いただけたらと思います。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 小西議員。

○8番（小西昌博） どうも前向きな答弁ありがとうございます。次の二つ目の質問に移りたいと思います。毎年5～6件訓練をしているということではありますが、全部回り終わるには10年近くかかる計算になると思いますので、これは、役員の交代等あれば、各自主防災組織の中でよく引継ぎ等をするように指導をお願いします。現在、全防災組織に防災士が入っているとのことで、安心はしているところでございますが、防災・減災が若年層の方も防災士や自主防災組織に取り込んでいただくように要望して、私のこの一般質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（三谷喜好） 小西議員の質問を終わります。ここでしばらく休憩をいたします。再開は午前 11 時 00 分でございます。

午前 10 時 44 分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

○議長（三谷喜好） 再開いたします。2 番日野恵司議員。

○2 番（日野恵司） 2 番日野恵司でございます。時期が時期だけに、災害関係の御質問が多いようでございますが、私も 1 問目の質問については、災害関係の質問をさせていただいたと思います。災害対策について。今年に入り、日本各地で大きな地震が複数発生しております。1 月には能登半島でマグニチュード 7.6 の地震が、4 月には豊後水道でマグニチュード 6.6 の地震が発生し、愛南町では県内初となる震度 6 弱が観測されております。さらに、先月には、日向灘でマグニチュード 7.1 の地震が起き、この地震の発生により南海トラフ地震の発生確率が高まったとして、気象庁は南海トラフ地震臨時情報として、巨大地震注意の呼びかけを発表しております。この呼びかけは、住民に地震に備え避難準備を促すもので、南海トラフ地震が身近に迫ってきているとの認識の下、本町でも有事の際の細やかな検証が必要であると考えます。住民の安全を確保するために、どのような対策を講じるべきかお考えなのか、以下の 4 点も含めて、町長の御所見をお願いしたいと思います。まず 1 番目でございます。地震災害における想定避難数の数はどれぐらいを想定してるのかと。2 番、現在締結している防災協定の、要は会社ですが、防災協定数及びその会社とは、代表でも構いませんが、内容をどのような内容で協定しているのか。3 番目には備蓄品の種類、あるいはその備蓄品は何人分の備蓄をしておるのか、あるいは何日分を食料が確保できているのかという点が 3 番目でございます。4 点目は水源地の安全対策ということで、町長の御所見をお願いをしたいと思います。2 番目でございます。スクールゾーンの設置及び安全対策はということで、スクールゾーンとは、交通事故から子どもたちを守るために設定された交通安全対策の重点地域の呼び名でございます。その歴史は古く、昭和 45 年に公布された交通安全対策基本法第 24 条を根拠に、昭和 47 年の春の全国交通安全運動から運用が開始をされております。スクールゾーンは、小学校を中心とする半径 500 メートル程度の通学路が対象で、交通標識のほか、路面標示や電柱の巻付標示など、範囲であることを分かりやすく示しています。本町においても学校ごとに設置してはどうかと考えますが、教育長の御所見をお願いしたいと思います。以上 2 問、よろしく願いをいたします。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 日野議員の御質問にお答えします。はじめに、災害対策についてとの御質問ですが、まず、地震災害における想定避難者数につきましては、愛媛県が平成 25 年度に公表した南海トラフ地震による被害想定において、本町は発災 1 日後で 671 人、1 週間後

で4,379人、1か月後で4,085人となっておりますが、本年の能登半島地震を受け、県において被害想定を見直す方針となっております。二つ目の現在締結している防災協定数及び内容につきましては、事業所との協定数は20件となっており、内容につきましては、食料品や生活用品、LPガスや発電機など、災害時における物資等の提供に関するものが13件、情報伝達に関するものが2件、その他福祉避難所の運営や家屋被害認定調査協力などに関するものが5件となっております。三つ目の備蓄品の種類や想定人数、何日分の食料が確保できているかにつきましては、備蓄品の種類につきましては、テントや段ボールベッドなどの資機材、トイレトペーパーや生理用品などの衛生物品など、多種にわたりますが、食料品としては、ご飯や麺類、菓子等も含めて約20種類を備蓄しております。南海トラフ地震による避難所での想定避難者数に対し、約3日分の食糧を確保しておりますが、想定を超える場合に備え、日頃から防災講話などを通じて1人7日分、持ち出せるものを3日分確保していただくよう周知をしております。四つ目の水源地の安全対策につきましては、現在、3つの水源を第4水源地に集め、2か所の配水池へ送水しています。地震の規模により、各水源にどのような影響が出るかは定かではありませんが、1つの水源が取水できなくても、他の水源で補う仕組みを取っております。また、臨時用深井戸や農業用井戸の臨時転用など、既存施設を有効活用し、水の確保に努めてまいりたいと考えております。次に、スクールゾーンの設置及び安全対策につきましては、教育長が答弁をさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 学校ごとにスクールゾーンを設置してはとの御質問でございますが、スクールゾーンは、通学の時間帯に車両の通行規制を行うことが可能となりますので、実効性のあるものにするためには、交通標識の効果的な設置とともに交通規制も併せて検討する必要がありますと思います。現在、交通事故から児童生徒を守るため、関係機関で協力して登下校の見守りや通学路における危険箇所の改善に取り組んでいるところでございますが、加えて、スクールゾーンを設置することで、安全性はより向上するものと思います。しかし、スクールゾーンを設置することによって、住民の日常生活への大きな影響が生じることから、住民をはじめ利害関係者との合意形成を図る必要がございますので、国・県・警察・学校・行政で組織している砥部町通学路安全対策推進会議において熟議したいと思います。以上で日野議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 日野議員。

○2番（日野恵司） まず1番目の災害対策からについて御質問をいたします。今、砥部町の地震のハザードマップというのがございますが、その中に、いろんな想定をされる人数というのは書いております。まずは、お亡くなりになる方が16人いらっしゃるよとかいうふうなことです。あるいは家の倒壊が何棟ありますよと、こういういろんな想定をされて、そのハザードマップにも、その分についての記載はございます。できましたらこのハザードマップの中にですね、6強あるいは6弱の地震が発生した場合に、何人の、先ほど言いました町長の答弁の中671人、これは県の、ちょっとこれは古い資料だと思うんですが、今も町長の言われたような新しいのを作り直してると思うんですが、新しく作り直して、人数が増

えるのかどうかちょっと分かりませんが、その際には、ぜひこの避難数も載せていただきたらというふうには考えておりますが、その分どういう御見解をお持ちかお尋ねしたいと思います。

○議長（三谷喜好） 松田総務課長。

○総務課長（松田勲） 日野議員さんの御質問にお答えさせていただきます。先ほどのハザードマップにつきましては、御指摘のとおりですね、建物被害と人的被害の部分について掲載しております。こちらにつきましてはですね、被害の大きさを表す指標として、分かりやすいものに絞っておってですね、その2項目をまず挙げさせていただいておりますが、避難者数につきましても、次の更新のときにはですね、改めて掲載をさせていただきたいというふうに思っております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 日野議員。

○2番（日野恵司） ありがとうございます。次の更新のときには載せていただけるということでございますので、その点よろしく願いをしたいと思います。2番目の方の、現在締結している防災協定数及び内容20件ということでございますが、その中に、先般、佐川急便の砥部の営業所ですか、ここと防災協定を結ばれてると思うんですが、ここに物流と管理という内容で協定を結ばれとるというふうに砥部町のホームページにも載っておりますが、その管理という点についてですね、どういう部分で、佐川急便の方がですね、有事の際にどのような協力をしてくれるのか、その点一つお伺いしたいと思います。

○議長（三谷喜好） 松田総務課長。

○総務課長（松田勲） 日野議員さんの御質問にお答えさせていただきます。佐川急便との協定の内容でございますけども、まず、一つ目として町の物資搬送拠点から避難所への物資の輸送、それから、二つ目に町の物資搬送拠点の運営、それから、三つ目に町の物資搬送拠点における荷役作業の実施、それと、4点目に一時保管のための佐川急便関連施設の提供とその他というふうな内容になっております。ですので、町の物資搬送拠点のですね、在庫管理でありますとか、そういうところまで、管理という部分で協力いただけるという内容になっております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 日野議員。

○2番（日野恵司） ありがとうございます。その協定内容は、非常になんか中身に踏み込んだような内容でなっておるようでございますが、以前に行政視察の中で、北海道のある施設、町に行ったときに、同じように佐川急便と提携していると。そこに佐川急便の、言うてみたら物流のプロでございますので、仕分の問題から発送まで全部そこでできるんだというふうな話をされて、すごいなと思いましたけど、そのあと帰ってきて、砥部町もそういうふうな内容でなってるという今の内容を聞きますと、似たような内容でございますので、恐らく砥部町の物流の拠点というのは中央公民館の方に恐らく集まるんだろうと思います。愛媛県から来た、例えば生涯学習センターの方に一時的に集まって、その近辺の所から、それから中央公民館の方に砥部町の方は来ると、そこからまた各避難所に対して分配をしていく形だろうと思うんですね。そういう中で、そういうその物流のプロが中に入って、管理も含め

てやっていただくということは、非常にありがたいことだというふうに考えております。備蓄品の種類も20種類ぐらい、これも先ほど町長の答弁の中にありましたように、平成25年に愛媛県の一覧表というのが載っておりまして、その中に、具体的に小さい数字は全部載っておりますので、3日分というのは、もうきょうびの頃は、もう当たり前のこと、特に私は冒頭の質問の本分の中でも言いましたように、今回の巨大地震の注意が出てからですね、次の日に、スーパーの方に買物に行くお客さんが大分増えたと、行列をつくってる所もあったように言われておりますので、そういう面では良かったか悪かったか分かりませんが、そういう意識的には3日分は持つとかないかんぞと、7日分は貯めとかないかんというふうな意識はついたんじゃないかなと思うんですが、ぜひその分についても、皆さん方にですね、また半年ぐらいたったらまた忘れるといいですか、ちょっとこう意識が薄れる可能性もありますので、ぜひ継続的に、そういうことの注意喚起についてはお願いしたいというふうに思っております。それから、水源地の安全対策のところなんですが、ここでちょっと質問をしたいんですが、今答弁の中にありました、第2・第3・第4水源地というのが三つあります。2・3の水源地を第4に集め、第4から各配水池に水を送っていくと。例えば麻生の配水所、あるいはその第6・第7の配水池ですね、そこに送っていくということになっておりますが、これは、前回原田議員が質問した内容にもちょっと重なる部分があるんですが、一応その水道管のですね、耐震適合率というのがございまして、本町の場合は43.2%かなんか、その辺りの数値だったと思いますが、そういうふうなことで、言うてみたらそんだけできると言うのか、まだ6割弱はできてないと思った方がいいのかですね、その辺りの考え方はいろいろだと思いますが、要は第4から中心的な配水池に送るのにですね、この配管ですね、第2から例えば第4に対する水を送る配管、第3から第4に送る配管、あるいは第4水源地から麻生の配水池、あるいは第6・第7に送るこの管のですね、これの耐震はできてるのかどうかという、もうここがアウトになれば全てアウトという形になりますので、耐震適合率についてはできるのかどうか、その点1点お尋ねしたいと思います。

○議長（三谷喜好） 松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之） 日野議員さんの御質問に対する答弁ですが、第2・第3水源地から第4水源地に送っている導水管になるんですけれども、こちらの方は耐震化ができております。第4水源地から麻生配水池の方、そして第6配水池の方に送る管なんですけれども、こちらの方も鋳鉄管の方を入れておりますが、こちらは耐震管という管ではありませんので、鋳鉄管は管としては耐震性もある管なんですけれども、耐震管ではございません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 日野議員。

○2番（日野恵司） 耐震管ではないということでございますけれども、そういう道中の管がですね、耐震化できていなければ、そこでもう切れたときに麻生の配水池に送れないということもありますので、そういう所の管については、国もこのあいだ愛媛新聞にも載ってましたが、そういう耐震化の水源地や配水池・浄水池については、ちょっとお金をですね、60億ぐらいまた別で予算を組んで見直していきますよというふうな新聞の掲載記事があり

ましたけども、そういう費用も国も考えておるようでございますので、できるだけ早く、そういう所の方をしとけば、その後の、個人に行くとこの排水管についても早急に回復ができるんじゃないかなろうかと。能登半島みたいに一部 13 万戸ぐらいが断水をしてですね、あるいはその復旧するのに 5 か月以上もかかったというふうな記事もありましたですけども、そういうことのないような形でですね、本町にしても取り組むべきじゃないかというふうには考えております。それで、ちょっと先ほどちらっと答弁の中に、農業用の水源というふうな話をされておりましたですけども、いわゆるその第 2・第 3・第 4、プラスアルファの農業用水源という形だろうと思うんですが、こういう所、あるいはそのほかにも、旧のペプシの跡の所にも恐らく水源があるんだろうと思いますが、非常時のときにはそういう所も使われて、何とか町民にですね、水が供給できるような状況をつくっていくんだろうと思いますが、ぜひそのようなことも対策を取っていただきたいなというのと、それからもう一つ、これはちょっと提案なんです、高尾田地区には、井戸水も家庭でくみ上げてる所も数件あります。そういう所も、もう有事の際に、非常時はですね、そういう所から例えば各近隣の住民の方にお水を分け与えると、電気さえ回復しとればの話ですけども、そういうことも可能じゃないかと思いますが、そういう点で、そういう家庭の井戸水を使用されて、そういう、その登録もしも良かったらしといた方がいいんじゃないかなろうかと思いますが、そういうお考えはあるかないか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 臨時水源につきましては、先ほど言いました深井戸については、日野議員さん言われましたペプシコーラの中、農業水路については高尾田が管理しておる水路ということで、個人の地下水、これはもう本当に貴重な水源だというふうに思っておりますので、それを、近所の人、共助の力になろうかと思っておりますけれども、分け与えていただけたということは大変良いことだと思いますので、そういったところ、地域の自主防災組織の皆様方とも協議しながら、どの井戸がどういうふうに使えるかというようなことも、今後十分検討していかなければならないのではないかなというふうに考えております。

○議長（三谷喜好） 日野議員。

○2 番（日野恵司） 災害の方ではもう最後の質問になるんですが、今の関連してですね、例えば第 4 水源地、第 2・第 3・第 4 水源地に非常用の発電機若しくは電力がアウトになったときにですね、非常用の発電機があれば、その中で、その場所ですね、例えば地域の住民の方については水の供給というのは可能じゃないかというふうなことで、臨時の給水口みたいなものを設けることは可能なかどうか、この点最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（三谷喜好） 松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之） ただいまの日野議員さんの御質問にお答えいたします。一応、第 4 水源の方には自家発電の方がございます。第 2・第 3の方には自家発電の方はありませんですけども、第 4 水源の方、自家発電がございますので、こちらの方を利用して、第 4 水源の方に受水槽がございますので、こちらの受水槽の方も活用して、その中の水が取れるような設備を今年度中に考えておりますので、それを利用して、災害対策として活用したい

と思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 日野議員。

○2番（日野恵司） スクールゾーンの兼ね合いでございますが、今の話でありますと、砥部町には砥部町通学路安全対策プログラムというのがございまして、この中で審議会というのが開催されて、道路の安全面あるいは通学路の安全面については2年に1回の点検をして、そこで問題があれば、その対策を講じるというふうな形で、これ令和5年の改訂版でございますが、その中でこういう形で記載をされております。スクールゾーンは、先ほど言いましたように500メートル以内ということ、もう重点地域ですね、この中で規制をかける。このプログラムとスクールゾーンの違いというのは、もう通行規制をかけるということなんです。そうすると、そこに入れない、ちょっとやっぱデメリットの部分ももちろんあるんです。基本は、子どもたちの安全通学というのが基本でございますけれども、確かに言われるように、デメリットのところもあります。そういうところになりますから、どうしてもスクールゾーンとしてのことについては、慎重にならざるを得ないなということで、今お聞きしましたら、宮内小学校の前はゾーン30と言ってですね、いわゆる30キロ規制の所になっている所が、ちょうど小学校の前から、ちょうどなんていいですか、農協のあったとこの信号ぐらいまでの間だと思うんです。あの間がちょっとやっぱ狭い、狭いので子どもたちが通学するのにいかにのことでということではゾーン30、30キロ以内でこの間は走行してくださいよというふうなことで規制がかかるとるようでございますが。このスクールゾーンの場合はもっと厳しい状況になって、もう要は入ったらいけませんと、入るためにはもう通行の許可証が要りますよというふうなことの規制があって、なおかつ入れば反則金が発生するというふうなことで、非常にこれには慎重を期するんだらうなというのは当然思います。目的は一緒なんです、子どもたちを安全に通学さすというのが目的、両方ともですね同じでございますので、その辺りは状況を2年に1回状況を見られて、もし道路の幅が狭い、あるいはそこを車が通っているというようなことになったら、スクールゾーン指定ではなくても、先ほど言ったゾーン30とかいうふうなことに切替えて、そちらの方を適用するというふうなこともあり得るんじゃないでしょうか。特に私らの近くにはですね、県団地からちょうどアイグランの認定こども園ができた所が、信号までが、ここが通学路になってるんですね、県団地の子なんかは。あそこも本当にもう軽四一台通ればもうぎりぎりだという道路幅なんですね。ですからああいう所にですね、なんかそういうのも、規制もあってもいいのかなあというふうな気がしますし、あそこ自体、ちょうど砥部団地の前に、入る所の前に、松山南の交通安全協会の方と団地の自治会の方がつくられた小さい看板があります、ここからはスクールゾーンですよ、通学路ですよという看板が、もうそれも消えかけておりますけれども。ああいうものもその点検の際にですね、今は通学路、ここ通学路ですよという看板はほとんど見受けられないように思うんですね。私が2〜3挙げた所はもう全くないという状況でございましたので、そういう看板も、できたらその点検時に設置されたらどうかなというふうに思いますが、その点1点だけお聞かせ願えたらと思います。

○議長（三谷喜好） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 日野議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。おっしゃられるように、やはり通学路を標示する看板というのはございません。ございませんというか、私も認識の中ではないということでございますけれども、やはり子どもたちを守るためには、やはりそういった標示というのが効果的だと思います。やはりそういった標示、道路標示も含めて、道路管理者とですね熟議をしていく必要があるのかと思いますので、今の議員さんの御意見含めましてですね、十分に検討していきたいというふうに思っております。

○議長（三谷喜好） 日野議員。

○2番（日野恵司） 先ほど教育長の方からありました道路管理者、道路管理者というのはもう大半が恐らく砥部町だと思いますので、町道の所に入ってきますので、砥部町だと思いますので、先ほど、何回も言いますが、子どもたちが安全に通学できるということはもう基本でございますので、それに沿った内容で十分検討していただいて、今後に生かしていただいたらというふうに思います。お願いをいたしまして、私の2問の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（三谷喜好） 日野恵司議員の質問を終わります。12番面岡利昌議員。

○12番（面岡利昌） 12番面岡でございます。2問質問をさせていただきます。まず1問、道の駅の建設についてお伺いをいたします。これまでですね、議員研修で各地を訪問する機会をいただき、いろいろな道の駅を視察してきました。視察先はですね、どこも規模が大きく、その地域の特産品が所狭しと並べられ、活気にあふれていました。道の駅には、特産品の宣伝販売による経済効果や地域の活性化が期待でき、県内にも成功をしている事例があります。また、南海トラフ巨大地震の発生が迫る中で、災害時の避難場所や復旧・復興活動の拠点となる防災道の駅ができれば、住民の安全・安心にもつながると思われれます。地域活性化や防災など多様な機能を併せ持つ規模の大きな道の駅を官民連携により建設してはどうかと考えますが、町長の御所見をお伺いいたします。2問、災害時専用井戸についてお伺いいたします。災害時に一番困るのは、電気や水道、道路などのライフラインが寸断され、機能しなくなり、使用できなくなることです。その中の一つである水の確保について、大地震が発生した場合、水源地の井戸は問題なく使用できるのでしょうか。そこで、既存の水源地から少し離れた場所に、コンパクトで頑丈な災害時専用の井戸をつくってはどうかと考えますが、町長の御所見をお伺いいたします。以上です。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 面岡議員の御質問にお答えします。はじめに、道の駅の建設についての御質問ですが、現在、広田地区に峡の館を整備していることから、もう1か所となると、砥部地区への建設が考えられます。砥部地区には、砥部焼観光センターや砥部焼陶芸館、各種小売業などの施設もあり、民間企業と競合することが懸念されるとともに、峡の館の集客が鈍ることが予想されるため、現時点で新たな道の駅を建設する考えはございません。なお、防災機能を持つ施設の建設につきましては、東議員の質問にありました土地の活用策と併せて検討してまいります。次に、災害時専用井戸についての御質問ですが、まず水源地については、日野議員にも答弁したとおり、複数の水源を確保し、影響があった場合には補完す

る仕組みをとっており、農業用井戸などの既存施設も含め、安全対策を行っております。御提案の災害時専用井戸につきましては、能登半島地震でも有効であったとの報告を受けており、国において本年度末を目途に災害時の地下水活用への指針を作成することから、更なる安全対策として、動向を注視するとともに研究してまいりたいと考えております。以上で面岡議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 面岡議員。

○12 番（面岡利昌） ただいま前向きの御返事をいただきました、というのは逆でございますね、広田にある道の駅は、これはあまり、はっきり言って、道の駅としての機能はないと思います。道の駅はですね、いろんな条件があると思うんですよ、つくるためには。そういう中でですね、まず立地条件が良い場所ということでですね、愛媛県の総合運動公園、また隣接するこどもの城とジップラインで結ばれた動物園。動物園は西日本有数の動物園でもあります。その入口がですね、本町にあります。その入口というのは、動物園の入口の周辺ということですね。そこにはですね、砥部焼の里という砥部焼を奥に控えております。またですね、松山のインターからも4、5キロというような場所でもあります。こういう場所は、もうどこのほかのやっぱり市町村とか、いろいろな所にはないんですよ。それは、有効に生かすべきじゃと思いますよ。その道の駅が一つあるからもういいんだということではなく。それも、その機能して、立派な道の駅なら私はそれはそれで良いかと思いますが、今のちょっとね、あれ、道の駅では、少し脆弱というかちょっと機能をしてないんじゃないかなと。そういう面でもですね、そういう前向きの立派な道の駅をつくることはですね、地域の活性化、また、成功するということが100パーセントは保証されないんですが、私は相当な部分で、あの場所でやれば成功をする可能性が高い。ということですね、経済的な価値も出てくる、経済利用価値ね。そういうことによってですね、やはり税務課の職員の皆さんも頑張られて、かなり高い徴収を図っておりますけれど、パイがなければですね、これからはなかなか大変ではないんだろうかと。そういうことも考えて、いま一つ、もういっぺん御返答をお願いいたします。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 面岡議員さんにおかれましては、障子山が道の駅まで下りてきたというふうに、本当にもう、この道の駅に取り組まなければならないということに、私も苦慮しておりますけれども、道の駅、先ほど議員さんも言われましたように、国土交通省とのいろんな距離的なものとか、そういった官民連携といいますか、官との関係はありますけれども、かなりの費用がかかるというふうに思っておりますし、運動公園の入口に土地があるというふうなことも今お話をお聞きしましたけれども、あそこの土地、造成するとなれば相当な費用がかかるであろうというふうなことで、今私どもの町の財政状況の中で、あこに道の駅をつくるほどの余力があるかどうか、十分検討しなければならないというふうに思っておりますので、先ほどの答弁でさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 面岡議員。

○12 番（面岡利昌） 町に余力がない、私は町が単独でやることはないと思うんです、こう

いうことは民間の活用をすると。そういうことでですね、そういう魅力を感じてやってみようかというような団体とかですね、企業を少しアンテナ張って探して、少しやってみようかなというような、そういう気持ちがあるかないかということをお伺いをいたしたい。

○議長（三谷喜好） 商工観光課長。

○商工観光課長（森本克也） ただいまの面岡議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。まず面岡議員さんの御提案にございました大規模なっていうのがですね、まず近年建った道の駅でいいますと、2ヘクタールから大体4ヘクタールぐらいの面積が必要になってまいります。用地につきましては、当然町が用意をしないといけないということになりますから、この時点で恐らくかなりの単位のお金が必要になってくると思います。民間の力を活用して建てたらどうかということなんですけれども、民間が建てたものを、結局町が譲り受けるわけなんです、今道の駅でよく民間活用ってやってる方式につきましては。ですから、当初の建設費が一度に必要じゃないと。ただ、それを10年なり20年なりに分割してですね、町は結局その建築にかかった費用っていうのを、サービスの対価としてその事業者さんに払うような形式を今現在っております。ですから、お金が必要じゃないというわけではまずないんですね。ですから、その辺りをちょっと御理解いただきたいなと思いますのと、あと、砥部町に我々企業誘致の関係の担当もしておりますが、まずまとまった土地がありません、国道沿いにですね。我々に要求されるのが、それこそもう2ヘクタール、この間も6ヘクタールぐらいの土地がないかという問合せいただきましたけれども、まとまった土地がどうしてもないと。ですから、物理的に大きな道の駅を建設するのも難しいんじゃないかと、まさしく担当としては考えております。以上で面岡議員さんの答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 面岡議員。

○12番（面岡利昌） 例えばですね、入口の方の、今あれがありますね、北斗。ああいうところとも連携してですね、ちょっとこう、そういう大きなもんつくる、その中の一角に加わってくださいよとか、あこら周辺のみかん山とかなんとかいうのも開発をしてですね、知恵を出せばなんかできるんじゃないかなという気はします。それでですね、先ほども言うたようにですね、そういう立地条件は生かさないといけない、それは、砥部の宝っていう、ある意味では。ですから、もう何もしないよと、できません言うのはちょっと怠慢と言ったら語弊があるんじゃないけど、ちょっと努力が足りないんじゃないかなと。そういうことも踏まえてですね、よそにない、そういう有効利用ができることをやってみよう、そして、活性化を図るんだということをせんとですね、これからは、いろんな補償とか、いろんなことをやりますやります言うてもですね、やっぱり財源を確保しなくては、なかなか何事も難しいんじゃないかなと。そういうことで、そういうことに関しての考え方、財源をつくったり、前向きに発展さすようなことをしようかなと。そういう考えはありませんか、どちらの課でもよろしいんですが。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） まず、財源を確保する方向から考えて、お金をつくったらああいうことができるんじゃないかということでございますが、なかなか私も今の私の頭の知恵の中で

は、なかなか難しいというふうに考えておりますので、もうちょっと熟慮をさせてください。

○議長（三谷喜好） 面岡議員。

○12 番（西岡利昌） それでは、災害時の井戸は前向きにつくられるということですか、これは、ちょっとはつきり理解ができなかったんですが。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 災害につきましては、御存知のように久万の道の駅に災害拠点ができるというふうなことで、規模的にはそんなに大きくはございませんけれども、皆さん見られたかと思えますけれども、今、先ほど東議員の中に答弁もありましたように、あそこの宮内の土地を活用するに当たっては、やはり今の時期ですから、あそこへやっぱり防災的なものもつくってはどうかという、今は決定ではございませんけれども、案があるということで御理解をいただいたらと思います。

○議長（三谷喜好） 面岡議員。

○12 番（西岡利昌） 災害時の井戸は、前向きに考えられるということでありますがですね、これはですね、そういう地震とか、それで壊れるというだけじゃないんですよ。これからはですね、異常気象ですから、渇水ということも起こるんですよ。そのときには、今まででもですね、ちょっとどっかの団体さんのすみませんねというようなことでした場合もあるかと思いますが、そういうときには、今度は逆に使われてですね、有効利用をすると。そういう意味でも、ぜひこれは前向きに考えていただいてですね、災害時に、もう皆さんが心配したり困ることのないようにしていただきたい。そういうことをお願いをいたしましてですね、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（三谷喜好） 面岡利昌議員の質問を終わります。ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後 1 時 10 分の予定です。よろしくお願いします。

午前 11 時 45 分 休憩

午後 1 時 10 分 再開

○議長（三谷喜好） 引き続き、一般質問を再開いたします。1 番高橋久美議員。

○1 番（高橋久美） 1 番高橋久美でございます。議長の許可をいただきましたので、2 点質問いたします。1 問目です。軟骨伝導イヤホンの窓口導入と購入の助成を。日本補聴器工業会では、日本における難聴や補聴器装用の実情調査を 2012 年から行っており、最新の 2022 年の調査によると、難聴又は難聴だと思っている人の割合は全体の 10%で、補聴器の所有率はそのうちの 15%に留まっております。これを日本の総人口に当てはめると約 1,062 万人以上の人が聞こえづらい生活を送っていると推察されます。役場や公共施設の窓口でも、聞こえづらい人には、大きな声での会話や繰り返し聞き返すなど対応をされていると思います。コロナ禍以降、マスクの着用や飛沫防止のパーティション設置もあって、意思疎通が難しい

環境にあります。東京都の北区では、2023 年、デジタルを活用した高齢者支援、ヒアリングフレイル対策として、軟骨伝導イヤホンの窓口設置を発表しました。これまで、空気を通じて聞こえる気導や骨を振動させて聞く骨伝導は知られていましたが、耳周辺の軟骨を通じて音が聞こえる軟骨伝導は、第3の聴覚経路として2004年に世界で初めて誕生しました。軟骨伝導イヤホンは、付属の集音器で声を拾い、イヤホンを通じてはっきりと届き、イヤホン部分には穴や凹凸がなく消毒しやすいことから、清潔に使えることも導入の決め手だったと担当者は話されていました。東京近郊の金融機関でも、お金や財産などプライバシー保護と安心して相談できる環境づくりに最適ということで、いち早く導入されております。本町においても、聞こえを改善して会話の弾む環境を整え、認知症予防にもつながる軟骨電動イヤホンの普及のために、窓口への導入と購入時の助成を提案したいと思いますが、町長の御所見をお伺いいたします。続いて2点目です。生理への配慮を。生理でつらくても、受験に影響が出るかもしれないと学校を休めない。職場と違い、学校には生理休暇がない中、無理をして通学する児童生徒は多いのではないかと思います。2021年に日本若者協議会などが実施したアンケートの結果からは、9割以上が生理で学校を休みたと思ったことがあるにもかかわらず、そのうち68%が休むのを我慢しており、休めなかった理由で最も多かったのが、成績や内申点に悪影響が出ると思ったからでした。また、それを裏付けるように、生理で学校を休んだ人の3人に1人が欠席扱いにされたことで、成績や内申点を下げられ、受験をあきらめたり、進学先を変更しなければならなかったという回答もありました。2023年6月、文部科学省は今後の高校入試で中学校側が記入する調査書、いわゆる内申書ですが、欠席日数欄について、生理に伴う欠席を高校入試で不利にならないよう配慮を求める通知を全国教育委員会に出しました。個人的な体調のことであり、思春期でなかなか声を上げづらいことが想定されますが、秋からの受験シーズンに向け、安心して取り組めるよう配慮をお願いしたいと思います。教育長の御所見をお伺いします。以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 高橋議員の御質問にお答えします。はじめに、軟骨伝導イヤホンの窓口導入と購入助成をとの御質問ですが、窓口導入は、県内の一部や他県の自治体、金融機関などで採用されていることや、手入れも簡単にできるものであり、加齢などで聴力の低下が見られる方へ貸し出すことで、窓口対応を円滑にできるものと認識しており、試験導入に向け検討してまいりたいと考えております。また、購入助成につきましては、窓口設置での試験導入における効果を検証し、他市町の動向を見据えたうえで検討してまいりたいと考えております。次に、生理への配慮をについての御質問につきましては、教育長が答弁をいたします。

○議長（三谷喜好） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 生理欠席が高校入試に不利にならないよう適切な配慮をという御質問でございますけれども、中学校が作成する調査書につきましては、1年間に入院などで連続5日以上欠席又は10日以上欠席があった場合には、備考欄にその理由を記載するようにしております。また、学校が作成する調査書とは別に、入学志願者や保護者が志願の動機、

高校生活への抱負、欠席の理由など、高校に理解を求めたいことを記載した自己申告書を入学願書とともに高校に提出できるようになっております。文科省通知にあるように、調査書に欠席理由を記載できる欄を設けることや、欠席理由について自ら申告できる機会などへの対応はなされていると思いますので、月経随伴症状等のほかに、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由により欠席した場合、そのことのみをもって合理的な理由なく不利に扱われないよう、適正な調査書の作成及び入学志願者や保護者に対する月経随伴症状等の取扱いに関する周知等について、学校を指導してまいりたいと思います。以上、高橋議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 高橋議員。

○1番（高橋久美） 軟骨伝導イヤホンの有効性を御理解いただき、試験的な導入と効果を検証して、他市町の動向を見て購入助成を検討するとの答弁でございますが、前向きなお答え、大変にありがとうございます。補聴器に比べて値段が安価であり、より多くの方の生活の質を向上させるものと思っております。私の周りでも、聞こえが悪いことで認知症が進んだり、友人たちとの会話に加われずに、悲しい思いをしている方がいます。今年度から補聴器の助成制度も始まりましたが、現在の利用状況をお伺いいたします。

○議長（三谷喜好） 白形介護福祉課長。

○介護福祉課長（白形大伸） ただいまの高橋議員さんの御質問にお答えいたします。現時点で、9名の申請の方をいただいております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 高橋議員。

○1番（高橋久美） この制度は、多くの住民の方の声が集まって実現した制度だと思っております。なかなか導入が進まず、他市町では苦勞しておるのですが、町長の英断に感謝いたします。今後ますます利用者が増えていくものと思われませんが、通常の気道のイヤホンのように耳を塞がないので、周囲の声が聞こえ、ここ、側頭部ですよね、ここの圧迫感や音漏れもないので、軟骨伝導イヤホンのより良いこの効用を周知していただいて、従来のこの補聴器の利用に加えて、聞こえに悩むより多くの方が理解できる制度にしていっていただけたらうれしいです。なるべく早くの取組をよろしく願いいたします。では、第2問の生理への配慮ですが、高校受験の内申書ですが、各高校で決まった用紙があり、中学校の担任の先生が記入した内容を本人が知る機会はありません。格別な事情や配慮してほしいことがある場合、秘密保持のために封をして高校へ直接提出する自己申告書なんですけれども、これは、毎月の生理でつらいときに欠席した場合、欠席日数が増えてしまいますよね、これは、自己申告の中に理由等を書けるとは思うんですけれども、これを出すことが一方通行でありまして、本当にそれが配慮されたかっていうのは、もう知る由はありません。漠然とした不安は残ると思います。生理による欠席が入試などで不利にならないように、文科省の方からも内申書の欠席日数欄について配慮を求める通達が出ておりますが、悩んでいる本人たちまでには届いていないのが実情です。会社には生理休暇がありますけれども、言い出しにくく取得率が伸びていないのは大人も子どもも同じです。これは、以前テレビでも、名称に問題があるのではないかと、生理休暇をつてというのが言いにくかったらフィーメル、女性というのを象

徴する英語ですけれども、F 休暇というふうと呼んだり、言葉にしやすい表現に変えた所もあります。学校での生理休暇を設けてほしいという要望は、東京都のほか全国の各地で起こっております。これは、文科省への要望書を出した学校も多く、私立の学校ですが、生徒会とかで検討して、独自の生理休暇を設けた学校もあるようです。将来的には、欠席日数欄を外すことも考えたいということが載っておりましたので、実現すれば良いなと思っております。先ほど、小中高生 300 人に聞いた生理に関するアンケート結果なんですけれども、休めなかった理由として、成績や内申点に悪影響が出ると思ったというのが 6 割強です。あと、生理を理由に休んでいいとは思わなかった、試験やイベントなど休みたくない日であった、無理をしても行こうと思ったということですね。あと、クラスメートや部活の仲間に迷惑をかけてしまう、言い出せなかった、伝えるのが恥ずかしい、保護者が許可してくれなかった、教員が許可してくれなかった、からかわれるなど嫌な思いををすると思ったというのが、この 300 人の中の意見でございます。やはりこう見ますと、やはり言い出しにくい、理解してもらえないという思いが 1 番強いのかなと思うんですけれども、やはりこの理由を考慮していただいて、生理でつらいときは休んでもいい、生理など健康上の理由でやむを得ず欠席した場合に内申書を不利に取り扱うことはないんだ、不安な場合、養護教諭など、親でもいいですけれども、安心して相談できる環境を整えるということを、そうですね、砥部町独自のでもないですけど、学校の方に通達をもう一度出していただけることは可能なんではないでしょうか。これは、児童生徒とその親御さんたちも共有して、これからの受験シーズンを前に、体調が悪いとき、ちゃんとした根拠があるこの休みの取り方という点で、有効なのではと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（三谷喜好） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 高橋議員さんの御質問にお答えをいたします。まず生理は女性固有の生理現象でありまして、それに伴う月経随伴症状、本人に、先ほども言いましたけれども、帰責されない身体健康上のやむを得ない症状だと思っております。男女共同参画社会を推進する上におきましても、生理の貧困をはじめ、女性の健康に対する理解を社会全体で深めていくことが重要であると思っております。そういった観点から、学校におきましても、女性の健康に対する理解を組織で図り、安心して学習に取り組める環境を整備し、適切にサポートをしていくことが、教育に携わる者の務めだというふうに思っております。そのようなことで、先ほど、学校の方に砥部町の教育委員会として通達なりしたらどうかというお話でございましたけれども、これにつきましては、今高校入試のことについて御質問がなされておりますけれども、高校の調査書の評価につきましては高校がすることですので、欠席することで不利を被る可能性があるというふうなことになるれば、この月経随伴症状等本人に帰責されない身体健康上やむを得ない症状について、一律に体調不良ということで取り扱うのは適切ではないというふうには考えております。ですから、もう少しきめ細かな対応が必要なんじゃないかというふうには考えております。デリケートな問題でもございますので、生徒等に配慮し適切に対応してまいりたいと思いますので、先ほど御提案のございました教育委員会からの通達なりにつきましては、十分前向きに捉えて学校を指導してまいりたいとい

うふうに思っております。以上でございます。

○議長（三谷喜好） この件について、伊達学校教育課長、補足する答弁ありますか。ないようでしたら…、ありませんか。どうぞ。

○学校教育課長（伊達定真） 学校の方への通知につきましては、教育委員会の方から学校長宛てに通知の方を出したいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 高橋議員。

○1番（高橋久美） 前向きな答弁、ありがとうございました。女性として、子どもを持つ親として、安心して学べる環境をつくっていただくということは、本当にうれしいと思います。よろしく願いいたします。以上をもって私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三谷喜好） 高橋久美議員の質問を終わります。9番佐々木隆雄議員。

○9番（佐々木隆雄） 9番佐々木隆雄でございます。今回は3点準備をいたしました。まず第1点目は、子ども医療費の窓口負担復活を促す厚生労働省通知への対応についてでございます。18歳未満への医療費助成を独自に行う自治体に対して、国民健康保険の国庫負担を減額する調整措置、いわゆるペナルティといったものが、長年の運動により今年4月から廃止されました。ところが、厚生労働省は子ども医療費無償化を引き続き問題視し、自治体に窓口負担復活を促す新たな通知を6月26日に出しております。この通知では、地方単独で子どもなどへの医療費助成制度に窓口負担を設けたり、償還払いを行っている市町村に対して、市町村国保の補助金で2025年度からプラス評価するとしております。具体的には、国保の保険者努力支援制度、そういった制度の市町村指標において、子ども医療費助成制度で窓口無償化をしていない場合に加点をし、さらに、今年度については、一部でも窓口負担を復活させた場合は加点することとしました。これらの見直しは、子ども医療費の窓口負担無償化を進める自治体への圧力となるものでございますが、窓口負担を復活させるような国の動きに対してどのようにお考えか、町長の御所見をお伺いいたします。2点目は、マイナ保険証に対する不安への対応に関する質問でございます。今年12月2日をもって健康保険証の新規発行が終了するとの各種広報に対して、現在の健康保険証が使えなくなるのではないかと、次のような不安の声が上がっています。まず今言いましたように、12月2日から健康保険証が使えなくなるのではないかと。また、資格確認書ってどういうものなんですか。さらには、医療機関でマイナ保険証を持っているかしつこく聞かれ、取得するように勧められる。元々は任意取得であったはずなんですが、なぜこのようなことになったのでしょうか。住民からの不安の声に対して、どのようにお考えか、町長の御所見をお伺いいたします。3点目に移ります。職員数の削減及び会計年度任用職員の3年目公募ということに関してでございます。6月17日付けの愛媛新聞に「市町職員数増へかじ」との記事が掲載されました。記事には、市町から人数を減らし過ぎたという声が聞かれるが、いざ増やそうとしても計画どおり採用できず、退職者の補充に苦慮するケースも見られると書かれていました。また、総務省は6月の28日、会計年度任用職員の事務処理マニュアルから3年目公募に関する記述を削除いたしました。これは、人事院が国の非正規職員である期間業務職員の採用について、公募によ

らないことを踏まえ、地方自治体の会計年度任用職員の事務処理マニュアルを改正したものです。会計年度任用職員の採用に当たって、もし3年目公募を実施していたのであれば、即中止すべきと考えます。平成の大合併による職員数削減の影響及び会計年度任用職員の3年目公募について、町長の御所見をお伺いいたします。以上3点です。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えします。はじめに、子ども医療費の窓口負担復活を促す厚労省通知への対応についてとの御質問ですが、本町における子ども医療費の助成制度につきましては、令和5年1月診療分から、対象を18歳年度末まで拡大しております。佐々木隆雄議員の御質問のとおり、令和7年度からの保険者努力支援制度においては、子ども医療費の窓口負担を無償化しない、又は窓口負担を復活させた場合の加点項目が創設されますが、本町としましては、窓口負担の発生しない現在の方法による医療費助成を継続してまいりたいと考えております。次に、マイナ保険証に対する不安への対応についてとの御質問ですが、12月2日から健康保険証の廃止に伴い、原則としてマイナ保険証で受診することとなります。本年7月の年次更新では、有効期限が令和7年7月31日までの健康保険証を郵送するとともに、マイナ保険証を利用するメリットや、持たれていない人には健康保険証に代わる資格確認書を申請不要で郵送することなど、制度を周知するためのパンフレットを同封しております。マイナンバーカードの取得や、マイナ保険証としての利用登録は任意であり、制度に対する不安や内容について、住民の方から多くの相談があるものと思いますが、丁寧に説明するとともに、広く制度の周知を図ってまいりたいと考えております。最後に、職員数の削減及び会計年度任用職員の3年目公募についてとの御質問ですが、まず、本町の職員数は定員適正化計画に基づき、事務事業の効率化などを図りながら削減を進め、以後、定員数を維持することで人件費を抑制し、行財政の健全化に一定の効果を果たしてまいりました。しかしながら、年々増加する行政課題や定年延長制度の導入による職員構造の変化、働き方改革の推進などを踏まえ、次期適正化計画の策定時には、将来を見据えた上で増員を含めた検討が必要であると考えております。次に、会計年度任用職員の3年目公募についてですが、当初の国の基準に基づき、本町においても3年目を機に原則公募とする運用となっております。これは、職員の継続雇用を拒むものではなく、雇用機会の公平性を確保する観点から措置しているものですが、近年は、民間企業と比べ優位性も少なく、優秀な職員が公募を機に離職する可能性などを考慮すれば、今般の国の通知を踏まえ、柔軟に対応すべきと考えております。一方で、先に述べたとおり、今後正職員を増員する場合は、会計年度任用職員の総数を見直すこととなり、公募を見送った場合についても、定期的な能力実証と選考は必要と考えておりますので、御理解いただきたいと思います。以上で佐々木隆雄議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） まず1点目の窓口負担については、現行のとおりで、特に町民の皆さんに負担をかけるようなことはないというふうな答弁で、非常にうれしく思っております。余談になりますが、少し厚労省から出された通知を見させていただいたんで、国がこんなこ

とを考えてるんだぞということについては、ちょっと紹介させてもらったらと思います。例えばですね、具体的な内容で、窓口負担が必要だというふうに行っているところはプラス 50 点。それから、今年度に窓口負担を復活させた場合にはプラス 20 点。助成制度と併せて、医療費助成担当部局と連携し、子どもの保護者に対し、適切な受診を促す周知・啓発を実施している場合はプラス 5 点。今の 3 番目に言ったこの取組をしていない場合は逆にマイナスの 5 点、それから、子どもの急な病気やけがへの対応等、夜間・休日の小規模救急医療の輪番制などの体制構築に関わる案内、情報提供など、こういったものを実施している場合は 5 点というふうなことで、もちろんそれらのものをですね、それぞれの評価の指標ごとに加点し、それから、この令和 6 年度の評価指標ごとの減点を計算して、掛ける被保険者数、そういったものによって算出した定数を基準にして 400 億円を予算計上しているそうなんです、それぞれ、その予算の範囲内で実施したところにはプラスされるという、非常に中身を十分に私自身も理解ができない部分もあるんですが、400 億円のためにですね、それぞれの市町にこういうふうなことを押しつけようというふうなことについては、非常に腹立たしい気持ちを持っております。厚生労働省は、昨年 9 月 7 日の審議会で、ペナルティの廃止に伴う対象年齢拡大や窓口負担の無償化の拡充によって、抗菌薬の処方増加、医療保険財政への影響などの課題が生じると、市町そして子どもにとって、真に必要な医療の提供・確保や医療保険制度の規律維持等を理由に、市町村国保の補助金、これで対応を促す方針を明らかにしております。ところが、片方ではですね、今年 3 月に審議会に示した、子ども医療費の窓口負担が健康状態に与える影響の研究では、窓口負担がある自治体では、受診抑制が起こる確率が高い傾向が見られるんだというふうなことも述べております。そういった意味では、やはり今回の措置は、子どもの健やかな成長により、社会保障費や医療費の抑制を優先させようというふうな、政府のこういったことに対してですね、各地方の窓口で無償化を引き続き実施するというふうなことへ、逆に打ち破っていくことも必要じゃないかなというふうに思っております。町の皆さんの検討に、大いに敬意を表するものでございます。2 点目の保険証の関係では、もう少し細かいことを聞きたいと思います。マイナンバーカードを持っていたとしても、実際にマイナ保険証機能を付ける手続きをしていない、そういった場合はどうするんでしょうかというふうなことを、先ほど町長の答弁の中にもあったかと思いますが、もう一度確認したいと思います。

○議長（三谷喜好） 岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田恵子） 佐々木議員さんの質問にお答えいたします。マイナ保険証を持っていない方、また、持っていたとしても保険証のひもづけをしていない方につきましては、資格確認書という保険証に代わるものを申請なくお送りさせていただくということで、12 月 2 日以降、対応するというようにしております。以上、質問にお答えいたしました。

○議長（三谷喜好） 佐々木議員。

○9 番（佐々木隆雄） 先日、知り合いから、保険証の登録やめたいんだけどどうしたらいいんですかという問合せがありました。それから、マイナ保険証も、もうずっとそのまま持っていていいんだということじゃなくて、5 年ごとに更新が、手続が必要なんだというふうな

ことも言われたというふうなことも聞きましたが、その辺については、どのように対応するのでしょうか。

○議長（三谷喜好） 岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田恵子） 佐々木議員さんの御質問にお答えいたします。マイナ保険証のひもづけをしているけど、やめたいということですかね。こちらの方がちょっと申し訳ございません、私の方が知識不足でございますが、あくまでも任意でございますので、できるんじゃないかと思っております。マイナ保険証の返還についてですが、更新のときに更新をしないという手もございますし、実際町民課の方でも、申請をされても受け取りに来られてない方、受け取ってない方っていうのも何人かいらっしゃるというのは聞いております。以上、質問にお答えします。

○議長（三谷喜好） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） 今のお話なんですけども、病院に行って、診察があって、薬を薬局にもらいに行ったと。そうすると、その薬局では、今までは非常に優しく対応してくれてたのが、マイナンバーカードお持ちですかって言われて、いや持っていないんだというふうに言った途端に、非常にもう相手さんの顔色まで変わって、もうとんでもないような言われ方したと。もうとにかくカードを作れ作れと言われたというふうな。そんなことでですね、本人はたまたま持ってたんですけども、そのときに持参してなかったということなんですけど、もうこんな面倒くさいことやったらやめたいんだとね、いうふうなことだったんですね。前もなんかのときに、私ちょっと聞いたことあるかと思うんですけど、実際にマイナンバーカードを申請し取得して、これをもういい、手放したいという、そんな人もいるんじゃないかというふうなことを、委員会かなんかで質問したことがあったかと思うんですけど、具体的に町の方では、そういうふうなマイナンバーカードをですね、取得したけども返納したいんだというふうな事例というのはあったのでしょうか。

○議長（三谷喜好） 土居町民課長。

○町民課長（土居透） ただいまの質問にお答えいたします。返納した事例というのは、過去3件ほどございましたので、お答えします。以上で答弁の方を終わります。

○議長（三谷喜好） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） 皆さんも御覧になったかと思いますが、愛媛新聞に、ここ数日間といいますか、立て続けに、この保険証がなくなるふうなことに對しての、いろんな不安の声が寄せられていたのを御覧になったかと思います。それから、やっぱり今いろんなマスコミ等での報道でも、やっぱりまだ使用率が非常に少ないとかですね、本当にいろんな、12月2日以降、最初の町長の答弁にもあったように、それぞれ対応はするようにというふうに考えてはいるとは思いますが、どうしても住民の皆さんの不安というのは、もっともっとやっぱ大きいんじゃないかなと思うんですね。私は議会で、国の方に、紙の保険証をなくさないようにしてほしいというような請願なんかも出してですね、国の方に意見書も上げてもらったらいいななんていうふうに、今個人的に思ったりもしたんですけども。いずれにしても、日本の公的医療保険制度は、県民に資格情報が記載された健康保険証が交付さ

れること、そういったことで、医療機関でスムーズな資格確認ができ、全ての国民に必要な医療を保障してきました。公的医療保険制度の下、保険証を発行・交付する責任は、国・保険者にあります。他方、資格確認書は、法律上は被保険者の申請により交付するということとされております。申請なしの交付は、当面の間の措置にすぎないと思います。交付義務のある保険証を残すことが国民皆保険制度の大前提ではないでしょうか。町長に、ぜひ従来の保険証を残してほしいといったことを、国に申入れをしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまの御質問でございますけれども、保険証をなくすというわけではございませんので、マイナ保険証が佐々木議員さんは気に入らんということで質問しとんじゃというふうに、私は保険証とは全く変わらないと、そういう制度に変わるということですから、そういうふうにされたらどうでしょうかということをお話しされたらどうでしょう。

○議長（三谷喜好） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） 従来の保険証そのものをですね、残してほしいというふうに申入れをしてほしいなというふうなことなんですね。前も言いましたけども、わざわざマイナンバーカードにしなくとも、今のやり方でなんら不都合がないんじゃないかという声がたくさんあると思うんですね。それをあえて、それぞれ、私もポイントをもらったりもしましたけども、よくよく考えれば、ああいう、みんなやっぱ莫大なお金をかけて、カードに切り替えさせようというふうにしたわけですけども、実際に切り替えて、今砥部町でどれぐらいの方が保有してるかはちょっと分かりませんが、かなりの人がね、保有したと思うんですけども、でも、保険証としてそれを使いますということになると、非常に不安があると。それはなぜかという、いろんなものがひもづけられて、個人情報がいっぱい出てしまうんだという不安がやっぱりあるからこそだと思うんですね。そういった意味では、カードはカードであっても、やっぱり従来どおりの保険証が発行され、さっき言いましたように、資格確認書については自分で申請しないと行く行くは送ってくれませんから、今の紙のもらっている保険証ってのはもう継続してですね、自動的に送ってくるわけですから、町民にとってはこの方がはるかにやっぱり利用しやすいんじゃないかと思うんですね。そういったいろんな不満や不安や、そういったところの不信に対して、従来どおりの保険証を残せば、そういったことについては、かなり解消されるんじゃないかというふうに思います。そういったことで、引き続きですね、全国的にも従来どおりの保険証を残してほしいというような運動はやるようです。私もまた、いろんな形で町民の皆さんにも働きかけもし、この保険証を残すために、なんかこう一緒にやれることはないかなというふうなことを模索していきたいと思います。3点目の職員の関係のところでは、最終的に3年目の公募について、記述は国の方ではもうしないということなんですけど、すいません、町長の先ほどの答弁で、私ちょっと十分に理解できなかったんですが、まず記述をしていたのかどうか、それについてはどうでしょうか。

○議長（三谷喜好） 松田総務課長。

○総務課長（松田勲） 佐々木隆雄議員さんの御質問にお答えさせていただきます。会計年度任用職員制度は、令和2年度から制度化されたものでございますが、当初、任用に係る詳細についての要綱についてはですね、本町では定めておりませんでした。令和4年度の初期にですね、任用に係る要綱の方を定めさせていただいたんですが、その際には、国のマニュアルに準じてですね、公募によらず連続して再度の任用が行われるのは2回を限度とするという文言を入れております。この要綱については、現在も残っております。ただ、先ほどの答弁で申し上げましたのはですね、国の方からこの文言が削除されまして、当初は、前の臨時職員制度のときにはですね、こちらの方が公募をかければ、非常に多くの方が御応募いただきましたので、そういうところで雇用機会の公平性というところを重視しておったのですが、現在は、こちらが公募をしてもですね、応募がいよいよないというような状況でございますので、地域の実情を考えれば、こちらの2回に制限するというような内容は、現時点では適さないのではないかとということで、運用の方は見直していきたいというふうな答弁でございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） まだまだ全国的にはですね、この3年目公募というのは、国のそういう方針に対して、従来どおりまだ表示しているというふうな所も、かなり多いというふうなことを聞きました。自治労連が調べたところでは、自治体の8割程度が、まだ3年目公募というのを実施しているそうでございます。いずれにしても、雇用の安定化というふうなことについては、やっぱり必要なことだと思いますし、そういう3年目公募については、やっぱりやらないというふうなことで、今後進めていっていただきたいというふうに思います。今年合併20周年を迎え、これから20周年記念の事業等々もありますが、砥部町が合併して良かったというふうに皆さんから言っていたのかどうか、私自身も分かりませんが、とりあえず20周年を迎えてですね、こういう職員の問題なんかが大きくクローズアップされましたし、今3年目の会計年度任用職員がどんどんどんどん増えてきておりますが、そういう方たちが安定してですね、雇用されるような、そういうことも必要でないかというふうなこともあって、この質問をさせていただきました。以上、3点で私の今回の一般質問は終了いたします。

○議長（三谷喜好） 佐々木隆雄議員の質問を終わります。以上で一般質問を終わります。本日の議事日程は全て終了しました。本日はこれにて散会いたします。

午後1時56分 散会

## 令和 6 年第 3 回砥部町議会定例会（第 2 日）会議録

|                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                        |  |  |
|------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|--|--|
| 招 集 年 月 日                                                        | 令和6年9月6日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                        |  |  |
| 招 集 場 所                                                          | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                        |  |  |
| 開 会                                                              | 令和6年9月6日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                        |  |  |
| 出 席 議 員                                                          | 1 番 高橋久美                      2 番 日野恵司                      3 番 木下敬二郎<br>4 番 原田公夫                      5 番 柿本 正                      6 番 東 勝一<br>7 番 佐々木公博                      8 番 小西昌博                      9 番 佐々木隆雄<br>10 番 松崎浩司                      11 番 大平弘子                      12 番 西岡利昌<br>13 番 山口元之                      16 番 三谷喜好                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                        |  |  |
| 欠 席 議 員                                                          | 15 番 平岡文男                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                        |  |  |
| 地 方 自 治 法<br>第121条第1<br>項の規定に<br>より説明の<br>ため会議に<br>出席した者<br>の職氏名 | 町 長                      佐川秀紀                      副町長                      門田敬三<br>教育長                      大江章吾                      総務課長                      松田 勲<br>企画財政課長                      小中 学                      地域振興課長                      善家孝介<br>商工観光課長                      森本克也                      税務課長                      古川雅志<br>保険健康課長                      岩田恵子                      介護福祉課長                      白形大伸<br>子育て支援課長                      堀潤一郎                      建設課長                      門田 作<br>農林課長                      池田晃一                      町民課長                      土居 透<br>上下水道課長                      松田博之                      会計管理者                      田邊敏之<br>学校教育課長                      伊達定真                      社会教育課長                      山本勝彦 |                                                                        |  |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 議会事務局長                      藤田泰宏<br>専門員兼庶務係長                      東山泰久 |  |  |
| 傍 聴 者                                                            | 1 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                        |  |  |

令和6年第3回砥部町議会定例会議事日程 第2日

・開 議

- |       |        |                                                       |
|-------|--------|-------------------------------------------------------|
| 日程第1  | 報告第5号  | 専決処分第4号の報告について<br>(学校施設事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)     |
| 日程第2  | 報告第6号  | 令和5年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率について                          |
| 日程第3  | 報告第7号  | 令和6年度(令和5年度事業)砥部町教育委員会点検評価について                        |
| 日程第4  | 議案第43号 | 愛媛県地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について                   |
| 日程第5  | 議案第44号 | 愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について                               |
| 日程第6  | 議案第45号 | 土地改良事業の施行について                                         |
| 日程第7  | 議案第46号 | 砥部町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について |
| 日程第8  | 議案第47号 | 砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について                    |
| 日程第9  | 議案第48号 | 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について               |
| 日程第10 | 議案第49号 | 砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について       |
| 日程第11 | 議案第50号 | 砥部町国民健康保険条例の一部改正について                                  |
| 日程第12 | 議案第51号 | 令和6年度砥部町一般会計補正予算(第2号)                                 |
| 日程第13 | 議案第52号 | 令和6年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)                         |
| 日程第14 | 議案第53号 | 令和6年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)                          |

- |        |          |                                 |
|--------|----------|---------------------------------|
| 日程第 15 | 議案第 54 号 | 令和 6 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 16 | 議案第 55 号 | 令和 6 年度砥部町下水道事業会計補正予算（第 1 号）    |
| 日程第 17 | 議案第 56 号 | 令和 6 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 2 号）     |
| 日程第 18 | 認定第 1 号  | 令和 5 年度砥部町一般会計決算認定について          |
| 日程第 19 | 認定第 2 号  | 令和 5 年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について  |
| 日程第 20 | 認定第 3 号  | 令和 5 年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について   |
| 日程第 21 | 認定第 4 号  | 令和 5 年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について    |
| 日程第 22 | 認定第 5 号  | 令和 5 年度砥部町とべの館特別会計決算認定について      |
| 日程第 23 | 認定第 6 号  | 令和 5 年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について      |
| 日程第 24 | 認定第 7 号  | 令和 5 年度砥部町下水道事業会計決算認定について       |
| 日程第 25 | 認定第 8 号  | 令和 5 年度砥部町水道事業会計決算認定について        |
| 日程第 26 | 発委第 2 号  | 砥部町議会議員定数条例の一部改正について            |

・散 会

令和6年第3回砥部町議会定例会

令和6年9月6日（金）

午前9時30分開議

○議長（三谷喜好） ただいまから本日の会議を開きます。日程に入るに先立ち報告いたします。15 番平岡文男議員から欠席届が提出されております。

~~~~~

日程第1 報告第5号 専決処分第4号の報告について
（学校施設事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）
（報告、質疑）

○議長（三谷喜好） 日程第1、報告第5号、専決処分第4号の報告についてを議題といたします。提出者の報告を求めます。伊達学校教育課長。

○学校教育課長（伊達定真） それでは、報告第5号について説明の方をさせていただきます。専決処分第4号の報告について。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和6年9月6日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、専決第4号の方を御覧いただきたいと思います。専決第4号、専決処分書、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分する。令和6年7月25日、砥部町長佐川秀紀。学校施設事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについてでございます。1、相手方でございますけれども、標記のとおりでございます。2、損害賠償額、10万7,756円となっております。3、事故の概要でございますけれども、令和6年6月24日月曜日午前11時50分頃、宮内小学校校舎1階北側廊下の網戸が落下しているのを学校の教職員が発見いたしました。付近に相手方の車が駐車していたため、車両を確認しましたところ、後部バンパー及びテールランプの一部に新しい損傷箇所を発見いたしました。学校では、学校施設内の日常点検と月次点検の方を行っており、当該網戸については目視点検を行ってございましたけれども、経年劣化により開閉の動きが鈍くなっている状況ではありました。落下の直接的な原因は不明でございますけれども、車両の損傷箇所、それから傷痕などの状況から、網戸の落下により損傷した可能性が非常に高く、相手方の過失もないことから、賠償するものでございます。事故場所及び車両の状況につきましては、別紙の報告第5号資料の方において確認の方をお願いいたします。以上、説明を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

以上で報告第5号を終わります。

~~~~~

日程第2 報告第6号 令和5年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率について

(報告、質疑)

○議長（三谷喜好） 日程第2、報告第6号、令和5年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。提出者の報告を求めます。小中企画財政課長。

○企画財政課長（小中学） それでは、報告第6号について御説申し上げます。令和5年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する健全化判断比率及び同法第22条第1項に規定する資金不足比率について、別紙監査委員の意見を付けて報告する。令和6年9月6日提出、砥部町長佐川秀紀。はじめに、令和5年度砥部町健全化判断比率ですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも赤字はございません。実質公債費比率は、昨年度より0.8ポイント上昇し、4.1%となりました。将来負担比率は、昨年度より8.0ポイント上昇し、46.5%となりました。次に、令和5年度砥部町公営企業資金不足比率ですが、下水道事業会計と水道事業会計のいずれの会計におきましても資金不足はございません。別紙として、監査委員の審査意見書を添付しております。令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書をお願いします。

1ページには一般会計等の健全化判断比率について、2ページには公営企業会計の経営健全化判断比率について、ともに7月30日に審査を受け、3、審査の結果及び意見の(3)のとおり、是正改善について、特別指摘すべき事項はないとの意見をいただいております。それでは、資料に基づきまして説明させていただきます。報告第6号資料の3ページをお願いします。上の表の一般会計等の経営健全化判断比率ですが、令和元年度決算から令和5年度決算までの5年間の推移でございます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、備考欄の記載のとおり、いずれも黒字となっており、赤字比率は該当がございません。次に、実質公債費比率は、過去5年間で見ると増加傾向にあり、令和5年度は前年度より0.8ポイント増加しています。増加した要因といたしまして、近年借入れを行いました臨時財政対策債及び緊急防災・減災事業債などの据置期間が終了し、償還を開始したことにより、元利償還金が増加したものです。実質公債費比率は4.1%となりましたが、早期健全化基準である25%よりかなり低い数値となっております。次に、将来負担比率ですが、46.5%となり、昨年度より8.0ポイント増加しました。増加の主な要因といたしましては、令和5年度は預金利息以外の財政調整基金への積立を行わなかったことによるものです。いずれの指標につきましても、イエローゾーンである早期健全化基準を下回っており、財政状況が健全であることを示しております。次に、下の表の公営企業会計の資金不足比率ですが、下水道事業会計は3事業合わせて2億8,739万2,000円、水道事業会計は2億5,051万9,000円の剰余金があり、資金不足はございません。以上で報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

以上で報告第6号を終わります。

~~~~~

日程第3 報告第7号 令和6年度（令和5年度事業）砥部町教育委員会点検評価について
（報告、質疑）

○議長（三谷喜好） 日程第3、報告第7号、令和6年度（令和5年度事業）砥部町教育委員会点検評価についてを議題といたします。提出者の報告を求めます。大江教育長。

○教育長（大江章吾） 令和6年度（令和5年度事業）でございますけれども、砥部町教育委員会点検評価について御報告を申し上げます。報告第7号をお手元によりしくお願いいたします。報告第7号、令和6年度砥部町教育委員会点検評価について。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和6年度砥部町教育委員会点検評価報告書を別冊のとおり提出する。令和6年9月6日提出、砥部町教育委員会。それでは5ページをお願いをいたします。点検評価の方法でございますが、今年も例年どおり表のとおりSからDまでの5段階で自己評価し、学識経験者に意見をいただいております。次のページの6ページから8ページにかけましては、教育委員会の活動状況について記載をしております。9ページから11ページにかけましては、評価対象の40の事業とその評価の一覧表でございます。主要施策の整理を行いました、大きく変わってはおりません。それでは、主な事務事業につきまして御説明をさせていただきます。まず、学校教育でございますが、13ページを御覧ください。就学支援事業でございます。経済的な理由により就学援助が必要な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費を助成し、児童生徒の就学の機会を確保いたしました。表を御覧ください。5年度におきましては、要保護及び準要保護児童生徒合わせまして、小学校が130人、中学校が76人となっております。全児童又は生徒数に占める割合は、小学校では12.7%、中学校では14.7%になっております。令和4年度とほぼ同じ割合となっております。次に15ページをお願いをいたします。特別支援教育推進事業でございます。支援を必要とする児童生徒が豊かな学校生活が送れるよう、有識者による相談や生活支援員を配置いたしました。表は生活支援員の配置状況でございます。表中の括弧は、対象児童生徒数で、幼稚園、小中学校合わせて対象者44人に対し、支援員25人を、単独で又は複数人に1人、配置をしております。次に19ページをお願いをいたします。いじめ不登校等対策事業でございます。ハートなんでも相談員を小学校に2人、中学校にスクールカウンセラーを1人、スクールソーシャルワーカーを2人配置をし、児童生徒、保護者及び教職員の適切なアドバイス等を行いました。また、麻生小学校にサポートルームを設置し、不登校や学校に登校しづらい児童への支援を行いました。次に24ページをお願いをいたします。キャリア教育推進事業でございます。中学2年生を対象に、職場体験学習を通して、生徒の社会性の涵養に努めました。164人の生徒が57社の協力を得て、9月11日から15日までの5日間において、体験学習を行いました。前年度に比べまして、協力業者が5社増加をいたしました。次に25ページをお願いをいたします。外国語教育推進事業でございます。引き続き、外国語指導助手を配置するとともに、中学生を対象に英語検定料の一部を助成をいたしました。5年度の受験者は99人と昨年度より5人減少いたしました。合格者も15人減少し、合格率も11ポイント減少いたしました。2級合格者が1人、準2級合格者が5人増加をしております。次に、社

会教育の関係でございますが、33 ページをお願いをいたします。青少年健全育成事業でございます。3 の（1）を御覧いただきたいと思っておりますけれども、とべの里冒険クラブ事業では、大学生等のボランティアリーダーを主体として、小中学生 13 人が参加をして、体験学習を行いました。また、新規事業といたしまして、（3）でございますが、とべ焼博士事業を実施をいたしました。この事業は、3 年間で、砥部焼に関する高度な知識を身につけてもらうということを目標としております。5 年度は、とべ焼博士検定の 2 級を実施をし、6 人が受験し、全員が合格をいたしました。37 ページをお願いをいたします。読書活動推進事業でございます。図書館において読書活動を推進し、住民の学習や文化活動の推進を図りました。令和 4 年 10 月に電子図書館を導入をいたしました。5 年度は 4,790 点の閲覧がございました。また、今年の 4 月から、町内小中学生が 1 人 1 台タブレット端末で電子図書を閲覧できる環境を整備をいたしました。次に 38 ページをお願いをいたします。コミュニティ・スクール導入事業でございます。令和 7 年度に全小中学校に導入するために、研修会を開催しました。令和 6 年度に麻生小学校で先行導入をし、得られた課題等の共通理解を図っているところでございます。次に 44 ページをお願いをいたします。文化財保護事業でございます。5 年度におきましても、愛媛大学と連携をして、坪内家の古文書の撮影・解説、窯跡調査を行うなど、文化財の保存活用のための基礎資料の収集等を行いました。また、今年 11 月末の完成に向けて、町誌編さん作業を行いました。次に 49 ページをお願いをいたします。レクリエーションスポーツ推進事業でございます。住民の健康増進と地域でのコミュニティづくりを目的として、年齢に関係なく気軽に行えるクロッケーやペタンクなどのレクリエーションスポーツを推進をいたしました。地域での普及に向けて、分館長等と連携をして取り組んでまいります。個別事業の説明は以上でございます。全ての事業におきまして、おおむね目標とする成果であったと評価をしております。また、方向性につきましては、事業の拡大を図るものが 6 事業、現状維持が 34 事業でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、点検評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用することになっております。今年度におきましても、学識経験者の意見といたしまして、小学校の校長や本町の山村留学センター所長などを務められました古田章氏をお願いをいたしました。52 ページ以降に外部評価意見として添付をしております。以上で報告第 7 号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

以上で報告第 7 号を終わります。

~~~~~

#### 日程第 4 議案第 43 号 愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（三谷喜好） 日程第4、議案第43号、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。古川税務課長。

○税務課長（古川雅志） それでは、議案第43号について御説明申し上げます。議案第43号、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税に係る滞納事案のうち、関係市町の長から機構が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不能欠損処分をすることについての判定に係る事務を加え、同機構規約を次のとおり変更する。令和6年9月6日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが2ページをお願いします。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行により、令和6年度から森林環境税を市町が個人住民税と併せて賦課徴収することに伴い、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務を変更し、同機構規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるため、提案するものでございます。それでは、資料の新旧対照表をお願いします。今回の改正は、機構規約第3条の機構の共同処理する事務として、従来は地方税に限られていましたが、これに国の森林環境税を加えるという改正になります。議案書1ページにお戻りください。附則でございますが、この規約は愛媛県知事の許可のあった日から施行するものです。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第43号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

日程第5 議案第44号 愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（三谷喜好） 日程第5、議案第44号、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田恵子） 議案第44号について御説明申し上げます。議案第44号、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。高齢者の医療の確保に関する法律の一部

改正により、令和6年12月2日以降、現行の被保険者証が廃止されること等に伴い、地方自治法第291条の3第1項の規定により、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更する。令和6年9月6日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されたことにより、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるため、提案するものでございます。改正内容につきましては、添付資料の新旧対照表を御覧ください。今回の改正は、現行の被保険者証の廃止に伴い、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約において使用している被保険者証等の用語を削除するとともに、現在規約に定めている市町村が行う事務の内容については、既に高齢者の医療の確保に関する法律施行令において規定されていることから、重複記載項目を削り、内容を整えるものです。議案書にお戻りください。附則でございますが、この規約は、令和6年12月2日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第44号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~  
日程第6 議案第45号 土地改良事業の施行について  
(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（三谷喜好） 日程第6、議案第45号、土地改良事業の施行についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。門田建設課長。

○建設課長（門田作） 議案第45号をお願いいたします。土地改良事業の施行について。下記のとおり、土地改良事業を施行したいので、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求める。令和6年9月6日提出、砥部町長佐川秀紀。下の段になります。提案理由でございます。土地改良法第96条の2第2項の規定により、土地改良事業計画を定めるため、議会の議決を求めるものでございます。計画の概要でございますが、1、事業主体、砥部町でございます。2、事業名、県単独土地改良事業。3、所在地、伊予郡砥部町麻生。4、工種でございますが、ポンプでございます。5、事業概要でございますが、揚水ポンプ、口径65ミリ、2.2キロワットが2基、電気設備が一式、ポンプ廻りの配管が18.4メートルの改修でございます。6、予定事業費でございますが、800万円を予定しております。議案

第 45 号資料を御覧ください。1 の目的でございますが、当地区の用水源であります新開堰揚水機場につきましては、建設から 30 年以上が経過しており、老朽化により揚水ポンプが故障しております。農業用水の確保が困難となっていることから、今回修繕をするものでございます。新開堰の場所でございますが、3 の位置図にありますとおり、麻生集会所対岸の砥部側左岸にある用水施設でございます。2 ページに事業概要、現況写真、概要図を、3 ページに予定事業費を示させていただいております。以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 45 号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第 45 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 7 議案第 46 号 砥部町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（三谷喜好） 日程第 7、議案第 46 号、砥部町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之） それでは、議案第 46 号について御説明させていただきます。議案第 46 号、砥部町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について。砥部町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を次のように定める。令和 6 年 9 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。議案書 4 ページの提案理由をお願いいたします。提案理由でございますが、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令が公布されたことに伴い、水道法施行令及び水道法施行規則に規定される布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の参酌基準が大幅に改正されたことにより、砥部町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の全部を改正するため提案するものでございます。なお、この改正の背景といたしましては、水道整備や管理行政に携わる職員数の減少や人事異動による経験年数の不足により、布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難になっていることから、国において一定の方針が示されたも

のでございます。それでは、改正の内容について御説明申し上げます。議案第 46 号資料の新旧対照表をお願いいたします。今回の改正では、水道施設の布設工事の監督業務を行う布設工事監督者及び水道の管理について、技術上の業務を担当させる水道技術管理者の資格要件に係る学位の分類や実務経験年数の改正を行います。資料 2 ページの第 3 条、布設工事監督者の資格につきましては、第 1 項第 1 号から第 6 号の学位の分類におきまして、学科要件における土木工学科、土木科以外に機械工学科、機械科若しくは電気工学科、電気科又はこれらに相当する課程が追加され、技術上の実務経験年数は約半分に変更されました。5 ページ下段の第 4 条、水道技術管理者の資格につきましては、第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号の学科要件を土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程、工学、理学、農学、医学、薬学又はこれらに相当する課程、工学、理学、農学、医学、薬学以外と細分化され、こちらも技術上の実務経験年数は約半分に変更されました。また、第 4 条第 3 項中の技術系の学位のない場合の実務経験が 10 年から 5 年に短縮され、新設として、土木施工管理に係る一級の技術検定に合格したものであって、1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者が追加されました。今回の改正により、これらの資格保有者の確保が課題となっていた本町におきましても、間口が広がる改正となっております。議案書 4 ページにお戻りください。附則でございますが、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 46 号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第 46 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

## 日程第 8 議案第 47 号 砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

（説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（三谷喜好） 日程第 8、議案第 47 号、砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。松田総務課長。

○総務課長（松田勲） それでは、議案第 47 号について御説明いたします。砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 6 年 9 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。下段の提案理由ですが、砥部町特別職報酬等審議会の答申に基づき、

砥部町議会議員の報酬を改正するため、提案するものでございます。それでは、改正内容について御説明いたしますので、新旧対照表をお願いいたします。左側の改正案の欄を御覧ください。第2条に規定する議員報酬について、議長の月額を35万7,000円に、副議長の月額を29万円に、議員の月額を26万9,000円にそれぞれ改めるものでございます。議案書にお戻りください。中段の附則となります。第1項の施行期日等ですが、この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定につきましては、この条例施行後初めてその期日を告示される一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から適用するとしております。第2項の経過措置ですが、改正前の条例の規定に基づき支給される議員報酬につきましては、なお従前の例によるものとしております。以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第47号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第9 議案第48号 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（説明、質疑、厚生文教常任委員会付託）

○議長（三谷喜好） 日程第9、議案第48号、砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。堀子育て支援課長。

○子育て支援課長（堀潤一郎） それでは、議案第48号につきまして御説明をさせていただきます。議案第48号、砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和6年9月6日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、引用箇所を改正するため提案するものでございます。改正内容でございますが、小規模保育事業A型や保育所型事業所内保育事業所などの家庭的保育事業を運営する小規模保育事業所の保育士の配置基準につきまして、変更させていただくものでございまして、満3歳以上満4歳に満たない児童は、保育士1人につきまして、今までは20人保育することができておりましたが15人までとさせていただきまして、満4歳以上の児童につきましては、保育士1人につき、30人保育することができておりましたところを25人までと改正するものでござい

ます。なおですね、本条例で規定される事業所につきましては、町内にはございませんが、今後整備される可能性もございますので、今回整備をさせていただくものでございます。附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 48 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第 48 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 10 議案第 49 号 砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部改正について  
(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（三谷喜好） 日程第 10、議案第 49 号、砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。堀子育て支援課長。

○子育て支援課長（堀潤一郎） それでは、議案第 49 号につきまして御説明をさせていただきます。議案第 49 号、砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 6 年 9 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。2 ページ目の方を御覧ください。提案理由でございますが、国が定めております特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、引用箇所を改正するため提案するものでございます。改正内容につきましては、新旧対照表を御覧ください。第 23 条でございますが、施設の運営規程の概要などの重要事項につきましては、書面での掲示が義務づけられておりますが、書面での掲示に加えて、インターネットを利用した開示を新たに加えるものでございます。また、3 ページをお願いいたします。第 53 条では、磁気ディスクや CD-ROM 等の表現につきまして、電磁的記録媒体というものに改めるものでございます。なお、本条例に規定される事業所につきまして、町内の私立保育所・こども園が対象となっておるところでございます。議案書にお戻りください。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 49 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第 49 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 11 議案第 50 号 砥部町国民健康保険条例の一部改正について

（説明、質疑、厚生文教常任委員会付託）

○議長（三谷喜好） 日程第 11、議案第 50 号、砥部町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田恵子） 議案第 50 号について御説明申し上げます。議案第 50 号、砥部町国民健康保険条例の一部改正について。砥部町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 6 年 9 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、国民健康保険法の一部が改正され、令和 6 年 12 月 2 日から被保険者証が廃止されることにより、所要の改正を行うため提案するものでございます。資料の新旧対照表を御覧ください。第 12 条中の第 9 項を第 5 項に改め、被保険者証の返還を求められても、これに応じない場合の条文を削除するものでございます。議案書にお戻りください。附則でございますが、この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行するものでございます。経過措置として、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることといたします。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 50 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第 50 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定いたしました。ここでしばらく休憩し、午前 10 時 35 分から再開の予定でございます。

午前 10 時 15 分 休憩

午前 10 時 35 分 再開

~~~~~

日程第 12 議案第 51 号 令和 6 年度砥部町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 13 議案第 52 号 令和 6 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 14 議案第 53 号 令和 6 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 15 議案第 54 号 令和 6 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 16 議案第 55 号 令和 6 年度砥部町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 17 議案第 56 号 令和 6 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 2 号）

（説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（三谷喜好） 再開いたします。日程第 12、議案第 51 号、令和 6 年度砥部町一般会計補正予算第 2 号から日程第 17、議案第 56 号、令和 6 年度砥部町水道事業会計補正予算第 2 号までの 6 件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。小中企画財政課長。

○企画財政課長（小中学） 私からは、議案第 51 号の一般会計から議案第 54 号の介護保険特別会計までの補正予算について、一括で御説明申し上げます。はじめに、一般会計補正予算書の 1 ページをお願いします。議案第 51 号、令和 6 年度砥部町一般会計補正予算第 2 号ですが、第 1 条では、今回の補正は歳入歳出予算に 6 億 8,247 万円を追加し、補正後の総額を 111 億 9,035 万 7,000 円としています。また、第 2 条では、地方債の変更について定めております。令和 6 年 9 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。3 ページをお願いします。歳出の主なものについて説明いたします。はじめに、全般的事項として、人事異動等に伴う一般職の給与の減額など、特別職、一般職及び会計年度任用職員の人件費について、総額で 552 万 2,000 円の減額を行っております。また、10 月 1 日からの郵便料金改定に伴う通信運搬費等の追加と、同じく 10 月 1 日からの公金振込手数料の有料化に伴う手数料の追加を行っております。それでは、款ごとに御説明申し上げます。1 款議会費は、131 万 7,000 円増額します。議員報酬の改定による追加などです。2 款総務費は、5 億 2,435 万 2,000 円増額します。台湾鶯歌区との相互交流を促進するための協定締結に伴う旅費 197 万の追加、また、合併 20 周年記念式典の関係経費 136 万 7,000 円の追加、加えまして財政調整基金への積立て 4 億 9,032 万 4,000 円の追加などです。3 款民生費は、1 億 2,646 万 9,000 円増額します。令和 5 年度に実施したアイグラン保育園宮内及びアイグランこども園麻生両施設の整備に対する国庫補助超過分の返還金 3,585 万 3,000 円の追加、児童手当法改正に伴う所得制限の撤廃などの抜本的な拡充のための関係経費といたしまして 6,018 万円の追加などです。4 款衛生費は、303 万 9,000 円増額します。聖浄苑改築事業におけるダイオキシン除去作業に伴う負担金 984 万 7,000 円の追加などです。6 款農林水産業費につきましては、903 万 8,000 円増額します。果

樹等の産地化を促進するため、農業団体が奨励する優良品種の苗木等の購入に対する補助金 402 万 7,000 円の追加及び七折小梅の改植に伴う未収益期間の栽培管理経費を支援するための交付金 428 万 2,000 円の追加などです。7 款商工費につきましては、598 万 6,000 円減額いたします。人件費の減額です。8 款土木費は、4,925 万 6,000 円増額します。町道の補修工事費に 1,500 万円の追加、町道拡幅のための関係経費といたしまして、2,100 万円の追加などです。9 款消防費につきましては、53 万 3,000 円増額します。令和 7 年度全国女性消防操法大会出場に伴う視察研修旅費等関係経費 23 万 3,000 円の追加及び地震被害防止のための家具等固定支援補助金 30 万円の追加などです。10 款教育費は、2,554 万 8,000 円減額します。文化会館トイレ洋式化に係る工事費など関係経費 2,065 万 8,000 円を追加いたしますが、人件費の削減によりトータルで減額となります。2 ページをお願いします。歳入です。財源として、1 款町税は、7,963 万 2,000 円減額します。同時に 9 款地方特例交付金を同額 7,963 万 2,000 円増額いたします。また、10 款地方交付税を 7,526 万円、14 款国庫支出金を 5,261 万 1,000 円、15 款県支出金を 1,152 万 4,000 円、17 款寄附金を 65 万 7,000 円、19 款繰越金を 5 億 2,356 万 4,000 円、20 款諸収入を 3,604 万 1,000 円それぞれ増額し、21 款町債を 1,718 万 7,000 円減額いたします。4 ページをお願いします。地方債補正です。旧宮内保育所解体事業の財源としていた公共施設等適正管理推進事業債、こちらにつきまして 490 万円減額し、普通交付税の算定により発行可能限度額が確定した臨時財政対策債を 1,228 万 7,000 円減額いたします。一般会計は以上です。続きまして、国保特別会計補正予算の 1 ページをお願いします。議案第 52 号、令和 6 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号ですが、第 1 条では、今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算に 379 万円追加し、補正後の総額を 22 億 3,493 万円に、直営診療施設勘定の歳入歳出予算に 19 万 7,000 円追加し、補正後の総額を 5,485 万 8,000 円といたします。令和 6 年 9 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。3 ページをお願いいたします。事業勘定の歳出です。1 款総務費は、18 万 8,000 円増額いたします。郵送料改定に伴う通信運搬費の追加などです。5 款保健事業費につきましても、同様に通信運搬費の追加でございます。2 ページをお願いします。歳入です。財源といたしまして、4 款県支出金を 19 万 1,000 円、5 款繰入金を 16 万 1,000 円、6 款繰越金を 2 万 7,000 円増額いたします。5 ページをお願いします。直営診療施設勘定の歳出です。1 款総務費は、15 万円増額します。避難誘導灯の修繕料の追加です。2 款医療費は、4 万 7,000 円増額します。歯科治療機材の修繕料の追加でございます。4 ページをお願いします。歳入でございます。財源として、8 款繰入金を 19 万 7,000 円増額します。国保特別会計は以上です。続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算書の 1 ページをお願いします。議案第 53 号、令和 6 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号ですが、第 1 条では、今回の補正は歳入歳出予算に 4 万 9,000 円追加し、補正後の総額を 3 億 9,096 万 1,000 円としています。令和 6 年 9 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。3 ページをお願いします。歳出です。1 款総務費を 4 万 9,000 円増額します。郵送料改定に伴う通信運搬費の追加でございます。2 ページをお願いします。歳入です。財源として、4 款繰入金を 4 万 9,000 円増額します。後期高齢者医療特別会計は以上でございます。続きまして、介護保険特別会計補正予算書の 1 ページをお願い

いします。議案第 54 号、令和 6 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号ですが、第 1 条では、保険事業勘定の歳入歳出予算に 3,364 万円を追加し、補正後の総額を 23 億 4,757 万 9,000 円にしています。令和 6 年 9 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。3 ページをお願いします。保険事業勘定の歳出です。7 款諸支出金を 3,364 万円増額いたします。実績に伴う前年度交付金等の返還金 3,354 万円の追加などです。2 ページをお願いします。歳入でございます。財源といたしまして、8 款繰越金を 3,364 万円増額いたします。以上で私からの説明を終わります。

○議長（三谷喜好） 松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之） それでは、議案第 55 号、第 56 号を一括で御説明申し上げます。まずはじめに、議案第 55 号、令和 6 年度砥部町下水道事業会計補正予算第 1 号について御説明申し上げます。補正予算書の 1 ページをお開きください。議案第 55 号、令和 6 年度砥部町下水道事業会計補正予算第 1 号。第 1 条、令和 6 年度砥部町下水道事業会計の補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。第 2 条、令和 6 年度砥部町下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入につきまして、第 1 款下水道事業収益、第 1 項営業収益で、児童手当負担金の増額により補正予定額を 4 万円増額し 1 億 5,372 万円とし、収入合計を 4 億 8,435 万 1,000 円とするものでございます。支出につきまして、第 1 款下水道事業費用、第 1 項営業費用で、人事異動に伴う人員の削減により人件費が減額となり、補正予定額を 801 万 4,000 円減額し 4 億 4,079 万 3,000 円とし、支出合計を 4 億 4,483 万 8,000 円とするものでございます。第 3 条、予算第 4 条本文括弧書中、不足する額と補填財源を次のとおり改めるとともに、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入につきまして、第 1 款下水道資本的収入、第 5 項他会計負担金で舗装工事負担金の増額により補正予定額を 561 万 3,000 円増額し 1,761 万 3,000 円とし、収入合計を 3 億 5,677 万円とするものでございます。支出につきまして、第 1 款下水道資本的支出、第 3 項基金組入支出で、浄化槽町有施設管理基金利息の不足による増額で、補正予定額を 4,000 円増額し 2 万 8,000 円とし、支出合計を 5 億 1,368 万 4,000 円とするものでございます。第 4 条、予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費を 801 万 4,000 円減額し、5,719 万 7,000 円とするものでございます。令和 6 年 9 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。続きまして、議案第 56 号、令和 6 年度砥部町水道事業会計補正予算第 2 号について御説明申し上げます。補正予算書の 1 ページをお開きください。議案第 56 号、令和 6 年度砥部町水道事業会計補正予算第 2 号。第 1 条、令和 6 年度砥部町水道事業会計の補正予算第 2 号は次に定めるところによる。第 2 条、令和 6 年度砥部町水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出につきまして、第 1 款水道事業費用、第 1 項営業費用を、郵便料金改定に伴う通信運搬費の増額により補正予定額を 9 万 9,000 円増額し 3 億 541 万 8,000 円とし、支出合計を 3 億 2,660 万 6,000 円とするものでございます。第 3 条、予算第 4 条本文括弧書中、不足する額と補填財源を次のとおり改めるとともに、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。支出につきまして、第 1 款水道資本的支出、第 1 項建設改良費で、総津配水管新設測量調査の設計委託料の増額により補正予定額を 198 万 7,000 円増

額し4億2,087万8,000円とし、支出合計を5億7,968万9,000円とするものでございます。  
令和6年9月6日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で議案第51号から議案第56号までの説明  
を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第51号から議案第56号までの6件については、所管の常任委員  
会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号から議案第56号までの6件については、所管の常任委員会に付託す  
ることに決定いたしました。

各常任委員会に付託しました議案の審査報告については、9月13日の本会議でお願いをい  
たします。

~~~~~

日程第 18 認定第 1 号 令和 5 年度砥部町一般会計決算認定について

日程第 19 認定第 2 号 令和 5 年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第 20 認定第 3 号 令和 5 年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第 21 認定第 4 号 令和 5 年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について

日程第 22 認定第 5 号 令和 5 年度砥部町とべの館特別会計決算認定について

日程第 23 認定第 6 号 令和 5 年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について

日程第 24 認定第 7 号 令和 5 年度砥部町下水道事業会計決算認定について

日程第 25 認定第 8 号 令和 5 年度砥部町水道事業会計決算認定について

（説明、質疑、決算特別委員会付託）

○議長（三谷喜好） 日程第18、認定第1号、令和5年度砥部町一般会計決算認定につい
てから日程第25、認定第8号、令和5年度砥部町水道事業会計決算認定についてまでの8
件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。田邊会計管理者。

○会計管理者（田邊敏之） それでは、認定第1号から認定第8号までの令和5年度一般会
計及び特別会計並びに企業会計の決算認定について御説明いたします。決算認定は、地方自
治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付け
て議会の認定に付するものでございます。今回の決算認定につきましても、本年も決算特別
委員会を設置して、御審議していただけると伺っておりますので、配付させていただいてお
ります議案概要で説明とさせていただきます。それでは、議案概要の4ページの下段を御覧
ください。認定第1号、令和5年度砥部町一般会計の決算認定について御説明いたします。
歳入102億7,566万3,000円、歳出92億1,688万1,000円、差引額が10億5,878万2,000
円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源としましては、繰越明許費繰越額が10件の

事業の繰越しで7,813万4,000円でございます。これにより、実質収支額は9億8,064万8,000円となっております。続きまして、認定第2号、令和5年度砥部町国民健康保険事業特別会計の決算認定について御説明いたします。まず、事業勘定でございますが、歳入25億2,273万7,000円、歳出22億8,400万2,000円、差引き、実質収支とも2億3,873万5,000円となっております。次に、直営診療施設勘定でございますが、歳入5,552万4,000円、歳出5,547万3,000円、差引き、実質収支とも5万2,000円となっております。5ページを御覧ください。認定第3号、令和5年度砥部町後期高齢者医療特別会計の決算認定について御説明いたします。歳入3億3,165万4,000円、歳出3億2,302万3,000円、差引き、実質収支とも863万1,000円となっております。続きまして、認定第4号、令和5年度砥部町介護保険事業特別会計の決算認定について御説明いたします。まず、保険事業勘定でございますが、歳入23億1,498万1,000円、歳出22億2,301万2,000円、差引き、実質収支とも9,196万9,000円となっております。次に、介護サービス事業勘定でございますが、歳入4,162万5,000円、歳出4,162万5,000円、差引き、実質収支とも0円となっております。続きまして、認定第5号、令和5年度砥部町とべの館特別会計の決算認定について御説明いたします。歳入6,992万3,000円、歳出5,044万2,000円、差引き、実質収支とも1,948万1,000円となっております。次に、認定第6号、令和5年度砥部町とべ温泉特別会計の決算認定について御説明いたします。歳入5,084万4,000円、歳出4,934万円、差引き、実質収支とも150万4,000円となっております。なお、とべ温泉特別会計の廃止に伴いまして、この差引残額につきましては、翌年度の一般会計雑入に剰余金として歳入処理をさせていただいております。続きまして、認定第7号、令和5年度砥部町下水道事業会計の決算認定について御説明いたします。収益的収入4億6,710万円、収益的支出4億3,628万円、資本的収入3億1,569万7,000円、資本的支出4億9,396万9,000円となっております。最後に、認定第8号、令和5年度砥部町水道事業会計の決算認定について御説明いたします。収益的収入3億8,852万5,000円、収益的支出3億5,231万7,000円、資本的収入9,139万3,000円、資本的支出2億7,243万4,000円となっております。いずれの認定案件につきましても、令和6年9月6日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で令和5年度各会計の決算認定の説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） ここで、監査委員決算審査の報告を影浦代表監査委員が行います。影浦代表監査委員。

○代表監査委員（影浦浩二） 決算審査の御報告を申し上げます。町長から審査に付されました令和5年度の砥部町一般会計、各特別会計、下水道事業会計及び水道事業会計の決算並びに定額資金運用基金の運用状況について、面岡監査委員とともに、去る7月29日、30日、8月の2日の3日間、審査を実施いたしました。審査に当たっては、各担当課・事務局より、予算執行の状況や事務事業の実績等の説明を求め、歳入歳出決算書と関係帳簿や証拠書類の照合、確認などを行いました。審査の結果、各会計の決算は、いずれの諸表も適正に表示され、計数的にも正確であり、予算の執行、財産の管理につきましても、おおむね適正になされていると認められました。まず、全般的事項といたしまして、コロナ禍で停滞していた住

民生活・社会経済活動が少しずつ戻る中、本町においては、原油・物価高騰対策として、各種支援事業を実施するなど、地域の実情に沿った、きめ細やかな行政サービスを提供してきたことが認められました。そのような中でも、効率的な行財政運営に努められ、一般会計の実質収支額は前年対比1億2,600万円増となる9億8,000万円の黒字となっており、良好な状況で次年度に引き継ぐことができたと思われました。また、近年回復傾向が続いていた基金残高については、前年度より2億2,700万円の減となりましたが、一定の目標水準を確保できており、町債の残高についても、前年度より1億1,500万円減少し、近年の大型事業に一区切りついたことが反映される形となりました。しかしながら、大型事業に係る借入金については、据置期間が終了し、順次償還が始まることから、公債費は、今後しばらく増加する見込みで、非常に難しい財政運営になると思われるため、徹底したかつ慎重な議論を尽くしていただきたいと思います。自主財源の要である町税収入は前年度より1,800万円増加し、固定資産税では減収となったものの、個人町民税をはじめおおむね堅調に推移しており、地域経済の緩やかな回復が表れております。徴収率についても高い水準を維持しており、滞納整理機構による効果はもちろんのこと、担当職員の不断の努力の賜物と評価するところであります。引き続き、費用対効果も考慮しながら、公平公正な課税と徴収に努めていただきたいとともに、徴収技術の体制維持をお願いしたいと思います。特別会計については、各会計とも実質収支において黒字を確保しているものの、厳しい運営状況が伺えます。かねてより検討をお願いしている国保診療所については、受診者数が減少の一途をたどっており、また、医療を取り巻く環境も年々厳しくなる中、地域の実情に応じた医療提供体制の確保に向け、関係者間で議論を深めていくことを期待しております。また、とべ温泉については、行政と議会が一体となり、非常に良い形で民間業者に運営を引き継ぐことができ、将来的な施設見直しや事務事業の再構築にあたっての良い先例になったと思います。今後とも、それぞれの部署における適切な内部統制が有効に機能するよう配慮いただき、適正な制度運営に努められるよう期待しております。次に、下水道事業会計については、適正な入札執行などにより経費の節減に努められており、おおむね良好な経営状況であると見受けられました。公営企業を取り巻く環境は今後ますます厳しくなることが予想されますので、更なる経営の効率化・健全化に向けた取組の推進、そして接続率の向上に不断の努力を払われることを望むところです。また、水道事業会計についても、堅実な運営に努められ、良好な状況であったと思われました。安定した水源の確保と、安心安全な飲料水の供給に向けて、料金改定による影響も十分注視しながら、現在進められている配水池の耐震化に加え、水道管の耐震化についても取組が加速されることを期待しております。最後に、砥部町奨学基金の運用状況につきましては、適正かつ効率的に運用されていると認められました。今後とも、設置目的に沿った、適正な運用に努めていただきたいと思います。価値観の多様化による住民ニーズの多様化・高度化に加えて、コロナ禍を経て加速する人口減少対策、南海トラフ地震臨時情報の発表で意識が高まる防災・減災対策など、喫緊の課題に対して果断に対処することは当然であります。自主財源である町税と依存財源である地方交付税・町債とのバランスには、世代間の受益と負担の観点からも十分な配慮が必要です。今後とも、住民福祉の増進

を念頭に、住民の納得性の向上を図るとともに、効率的な行政運営及び計画的な財政運営の推進に、一層取り組まれることを強く期待いたします。その他詳細につきましては、審査意見書により、御了承をいただきたいと存じます。以上で決算審査の御報告を終わらせていただきます。

○議長（三谷喜好） 説明と報告が終わりました。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。認定第1号から認定第8号までの決算認定8件については、監査委員を除く14人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号までの決算認定8件については、14人の委員で構成する決算特別委員会の設置をし、これに付託して、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置しました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩し、休憩を利用して決算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

午前11時09分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（三谷喜好） 再開いたします。決算特別委員会正副委員長の互選結果が議長の手元にまいりました。報告いたします。決算特別委員会委員長には原田公夫議員、副委員長には高橋久美議員が互選されました。御協力の程、よろしくお願いいたします。決算特別委員会に付託されました議案の審査報告については、12月定例会本会議で願をいたします。

~~~~~

日程第26 発委第2号 砥部町議会議員定数条例の一部改正について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（三谷喜好） 日程第 26、発委第 2 号、砥部町議会議員定数条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。山口議会改革特別委員長。

○議会改革特別委員長（山口元之） 発委第 2 号、砥部町議会議員定数条例の一部改正について。砥部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出いたします。令和 6 年 9 月 6 日提出、砥部町議会議長三谷喜好様。砥部町議会議会改革特別委員会委員長山口元之。提案理由でございますが、議会改革特別委員会における調査研究の結果、本町の人口減少及び類似自治体の動向、議員活動量の増加やなり手不足対策などを総合的に判断し、議員定数を 1 名減らし 15 名とするものでございます。なお、改正案につきましては、お手元に配付いたしました新旧対照表のとおりでございます。以上、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、発委第 2 号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日議事日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

午前 11 時 12 分 散会

## 令和6年第3回砥部町議会定例会（第3日）会議録

|                                                                  |                        |             |               |  |
|------------------------------------------------------------------|------------------------|-------------|---------------|--|
| 招 集 年 月 日                                                        | 令和6年9月13日              |             |               |  |
| 招 集 場 所                                                          | 砥部町議会議事堂               |             |               |  |
| 開 会                                                              | 令和6年9月13日 午前9時30分 議長宣告 |             |               |  |
| 出 席 議 員                                                          | 1 番 高橋久美               | 2 番 日野恵司    | 3 番 木下敬二郎     |  |
|                                                                  | 4 番 原田公夫               | 5 番 柿本 正    | 6 番 東 勝一      |  |
|                                                                  | 7 番 佐々木公博              | 8 番 小西昌博    | 9 番 佐々木隆雄     |  |
|                                                                  | 10 番 松崎浩司              | 11 番 大平弘子   | 12 番 西岡利昌     |  |
|                                                                  | 13 番 山口元之              | 15 番 平岡文男   | 16 番 三谷喜好     |  |
| 欠 席 議 員                                                          | なし                     |             |               |  |
| 地 方 自 治 法<br>第121条第1<br>項の規定に<br>より説明の<br>ため会議に<br>出席した者<br>の職氏名 | 町 長 佐川秀紀               | 副町長 門田敬三    |               |  |
|                                                                  | 教育長 大江章吾               | 総務課長 松田 勲   |               |  |
|                                                                  | 企画財政課長 小中 学            | 地域振興課長 善家孝介 |               |  |
|                                                                  | 商工観光課長 森本克也            | 税務課長 古川雅志   |               |  |
|                                                                  | 保険健康課長 岩田恵子            | 介護福祉課長 白形大伸 |               |  |
|                                                                  | 子育て支援課長 堀潤一郎           | 建設課長 門田 作   |               |  |
|                                                                  | 農林課長 池田晃一              | 町民課長 土居 透   |               |  |
|                                                                  | 上下水道課長 松田博之            | 会計管理者 田邊敏之  |               |  |
|                                                                  | 学校教育課長 伊達定真            | 社会教育課長 山本勝彦 |               |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                               |                        | 議会事務局長 藤田泰宏 | 専門員兼庶務係長 東山泰久 |  |
| 傍 聴 者                                                            | 2人                     |             |               |  |

令和6年第3回砥部町議会定例会議事日程 第3日

・開 議

- |       |        |                                                       |
|-------|--------|-------------------------------------------------------|
| 日程第1  | 議案第43号 | 愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について                    |
| 日程第2  | 議案第44号 | 愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について                               |
| 日程第3  | 議案第45号 | 土地改良事業の施行について                                         |
| 日程第4  | 議案第46号 | 砥部町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について |
| 日程第5  | 議案第47号 | 砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について                    |
| 日程第6  | 議案第48号 | 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について               |
| 日程第7  | 議案第49号 | 砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について       |
| 日程第8  | 議案第50号 | 砥部町国民健康保険条例の一部改正について                                  |
| 日程第9  | 議案第51号 | 令和6年度砥部町一般会計補正予算（第2号）                                 |
| 日程第10 | 議案第52号 | 令和6年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）                         |
| 日程第11 | 議案第53号 | 令和6年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                          |
| 日程第12 | 議案第54号 | 令和6年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）                           |
| 日程第13 | 議案第55号 | 令和6年度砥部町下水道事業会計補正予算（第1号）                              |
| 日程第14 | 議案第56号 | 令和6年度砥部町水道事業会計補正予算（第2号）                               |
| 日程第15 | 諮問第3号  | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                              |

日程第 16 発議第 2 号 防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書提出について

日程第 17 議員派遣

・閉 会

令和 6 年第 3 回砥部町議会定例会

令和 6 年 9 月 13 日（金）

午前 9 時 30 分開議

○議長（三谷喜好） ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 議案第 43 号 愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

（総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好） 日程第 1、議案第 43 号、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。面岡総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（面岡利昌） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第 43 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 43 号については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行により、今年度から森林環境税を市町が個人住民税に併せて賦課徴収することに伴い、滞納整理機構の共同処理する事務及び規約の変更を行うもので、特に委員から質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第 43 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方の御起立をお願いします。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第 43 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 2 議案第 44 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

（厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好） 日程第 2、議案第 44 号、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。佐々木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐々木隆雄） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 44 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 44 号については、高齢者医療確保法の一部改正により、本年 12 月 2 日から被保険者証が廃止されることに伴い、規約の変更を行うもので、特に委員から質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第 44 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第 44 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 3 議案第 45 号 土地改良事業の施行について

（総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好） 日程第 3、議案第 45 号、土地改良事業の施行についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。面岡総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（面岡利昌） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第 45 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 45 号については、麻生地区にある新開堰揚水機場の修繕について、土地改良事業計画を定め、県単独土地改良事業の交付を受け施行するもので、特に委員から質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第 45 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第 45 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 4 議案第 46 号 砥部町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道  
技術管理者の資格基準に関する条例の制定について  
(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（三谷喜好） 日程第 4、議案第 46 号、砥部町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。面岡総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（面岡利昌） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第 46 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 46 号については、水道法施行令等の一部改正により、布設工事監督者及び水道技術管理者に係る資格要件の参酌基準が改正されたため、所要の改正を行うものです。審査において、委員からは、今回の改正により、有資格者となる町職員はいるのかとの質問に対し、現在は布設工事監督者 3 名、水道技術管理者 5 名だが、改正後にはどちらも 8 名になるとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第 46 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第 46 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 5 議案第 47 号 砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（三谷喜好） 日程第 5、議案第 47 号、砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。面岡総務産業

建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（西岡利昌） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第 47 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 47 号については、特別職報酬等審議会からの答申により、議員報酬を増額改定するため所要の改正を行うもので、特に委員から質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第 47 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告を申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第 47 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第 6 議案第 48 号 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好） 日程第 6、議案第 48 号、砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。佐々木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐々木隆雄） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 48 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 48 号については、関係基準を定める内閣府令の一部改正により、保育士・保育従事者の配置基準が改正されたため、所要の改正を行うものです。審査において、委員からは、配置基準の見直しにより、一人当たりの受持人数が減ることになるが、影響はないかとの質問に対し、事業者側にとっては、運用面で増員が必要となり、人手不足を招く可能性もあるが、その分、子ども一人一人への保育は手厚くなるとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第 48 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方の御起立をお願いします。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第 48 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 7 議案第 49 号 砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（三谷喜好） 日程第 7、議案第 49 号、砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。佐々木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐々木隆雄） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 49 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 49 号については、関係基準を定める内閣府令の一部改正により、アナログ規制の見直し及び読替規定が改正されたため、所要の改正を行うものです。審査において、委員からは、特定教育・保育施設に関連して、民間保育施設におけるライブ中継カメラの運用状況はとの質問に対し、保護者全員の同意が必要となるため、今のところ運用開始には至っていないと聞いているとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第 49 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方の御起立をお願いします。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第 49 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 8 議案第 50 号 砥部町国民健康保険条例の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（三谷喜好） 日程第 8、議案第 50 号、砥部町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。佐々木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐々木隆雄） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 50 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 50 号については、国民健康保険法の一部改正により、本年 12 月 2 日から被保険者証が廃止されることに伴い、所要の改正を行うもので、特に委員から質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第 50 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第 50 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 9 議案第 51 号 令和 6 年度砥部町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 10 議案第 52 号 令和 6 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 11 議案第 53 号 令和 6 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 12 議案第 54 号 令和 6 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 13 議案第 55 号 令和 6 年度砥部町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 14 議案第 56 号 令和 6 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 2 号）

(所管常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（三谷喜好） 日程第 9、議案第 51 号、令和 6 年度砥部町一般会計補正予算第 2 号から日程第 14、議案第 56 号、令和 6 年度砥部町水道事業会計補正予算第 2 号までの 6 件を一括議題といたします。委員長の報告を求めます。佐々木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐々木隆雄） 厚生文教常任委員会に付託されました、補正予算 4 件について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 51 号、令和 6 年度砥部町一般会計補正予算第 2 号のうち、当委員会所管の主なものは、民生費では、国保診療所診療用機械器具等の修繕費用に充てるため、直営診療施設勘定への繰出金 19 万 7,000 円を追加して

います。教育費では、小学校及び社会教育施設で使用期限を迎える消火器の更新経費合わせて62万4,000円を追加しています。また、5月から運用を開始した中学校サポートルームの環境整備に係る備品購入費10万4,000円を追加しています。審査において、委員から、今回更新する消火器は、施設備付けの全てかとの質問に対し、小学校は一部交換、社会教育施設については、消防点検の指摘を踏まえた全部交換であるとの説明がありました。併せて、消火器の単価と使用期限はとの質問に対し、1本当たり6,560円を計上しており、使用期限は約10年であるとの説明がありました。また、中学校のサポートルームについて、委員から、現在の利用状況及びメタバース、これは仮想空間というふうに言われております。そのメタバースでの学習はとの質問に対し、登録生徒は20人で、1日当たり7、8人が通っている。メタバースについては、県の教育支援センターが運営しており、興味を示す生徒が一部利用しているとの説明がありました。次に、議案第52号、令和6年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号は、事業勘定に37万9,000円、直営診療施設勘定に19万7,000円それぞれ追加しています。支出の主なものは、不具合が生じている歯科診療用機械器具の修繕料4万7,000円を追加しています。審査において、委員から、歯科の診療状況はとの質問に対し、町内歯科医院に委託して、毎週木曜日に診療を行っており、令和5年度は延べ199人が受診したとの説明がありました。次に、議案第53号、令和6年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、4万9,000円を追加しています。支出の主なものは、10月1日からの郵便料金改定に伴う補正で、特に委員から質疑はありませんでした。次に、議案第54号、令和6年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第1号は、保険事業勘定に3,364万円追加しています。支出の主なものは、第1号被保険者の死亡等に伴う保険料還付金10万円及び前年度交付金などの超過交付に係る返還金3,354万円を追加しています。審査において、委員から、過年度の保険料還付金額はとの質問に対し、令和5年度が16万円、4年度が20万円で、件数的には20件弱くらいであるとの説明がありました。よって、議案第51号から第54号までの4議案については、いずれも適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 面岡総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（面岡利昌） 総務産業建設常任委員会に付託されました、補正予算3件について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第51号、令和6年度砥部町一般会計補正予算第2号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、農林水産業費では、果樹等の産地化を支援するため、農業団体が奨励する優良品種の苗木等の購入に対する補助金402万7,000円を追加しています。また、七折小梅の老木改植に伴う未収益期間の栽培管理経費を支援するため、交付金428万2,000円を追加しています。土木費では、ブロック塀倒壊のおそれのある特定空き家について、略式代執行により撤去するため、工事請負費29万7,000円を追加しています。審査において、委員から、苗木等の購入補助について、温暖化や気候変動が進む中で、今後どのような品種を奨励していくのかとの質問に対し、農家からの要望を基に選定しており、柑橘では高収益の愛媛果試28号や48号・甘平、野菜ではキャベツやブロッコリー・ナスが比較的多いとの説明がありました。また、七折小梅の改植支

援について、委員から、改植の目安となる樹齢を延ばす技術支援や中長期的な支援計画の有無はとの質問に対し、県の普及組織の技術的支援を受け、気候変動に強い優良系統への置き換えを進めており、今後については、組合と協議のうえ状況を見極めながら進めていきたいとの説明がありました。そして、特定空き家の略式代執行に関連して、委員から、今年4月から相続登記が義務化されましたが、登記していない不動産は町内にどれくらいあるのかとの質問に対し、固定資産税に関しては、相続人不存在の土地家屋が10件程度発生しているが、免税点以下の土地家屋も多数あることから、正確な数は把握できていないとの説明がありました。次に、議案第55号、令和6年度砥部町下水道事業会計補正予算第1号は、公共下水道事業において、収益的支出を801万4,000円減額、浄化槽事業において、資本的支出を4,000円増額しています。支出の主なものは、人件費補正と浄化槽町有施設管理基金に利息を積み立てるため基金組入支出4,000円を追加するもので、特に委員からの質疑はありませんでした。次に、議案第56号、令和6年度砥部町水道事業会計補正予算第2号は、収益的支出を9万9,000円、資本的支出を198万7,000円とそれぞれ追加しています。支出の主なものは、砥部消防署広田出張所の建て替えに伴い、配水管を新設するための測量調査設計委託料198万7,000円を追加するもので、特に委員から質疑はありませんでした。よって、議案第51号及び第55号並びに第56号の3議案について、いずれも適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告を申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論及び採決は1件ごとに行います。議案第51号、令和6年度砥部町一般会計補正予算第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

議案第51号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第51号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第52号、令和6年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

議案第52号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 52 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 53 号、令和 6 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

議案第 53 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方の御起立をお願いします。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第 53 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 54 号、令和 6 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

議案第 54 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方の御起立をお願いします。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第 54 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 55 号、令和 6 年度砥部町下水道事業会計補正予算第 1 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

議案第 55 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方の御起立をお願いします。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第 55 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 56 号、令和 6 年度砥部町水道事業会計補正予算第 2 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

議案第 56 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方の御起立をお願いします。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第 56 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

**日程第 15 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて**

○議長（三谷喜好） 日程第 15、諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。令和 6 年 9 月 13 日提出、砥部町長佐川秀紀。住所、伊予郡砥部町満穂 165 番地、氏名、松永泰、生年月日、昭和 37 年 12 月 29 日。提案理由、日浦昭二委員が令和 6 年 12 月 31 日をもって任期満了となるため、その後任の委員を推薦するため、提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本件は適任であると答申することに賛成の方の御起立をお願いします。

〔全員起立〕

全員起立です。着席してください。

よって、諮問第 3 号は、適任であると答申することに決定をしました。

~~~~~

日程第 16 発議第 2 号 防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書提出について

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好） 日程第 16、発議第 2 号、防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書提出についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。日野恵司議員。

○2 番（日野恵司） 発議第 2 号、防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書提出について。砥部町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出いたします。令和 6 年 9 月 13 日提出、砥部町議会議長三谷喜好様。提出者、日野恵司、賛成者、木下敬二郎、佐々木公博。提案理由でございますが、本町が位置する愛媛県においては、今年 1 月に最大震度 7 を観測し甚大な被害を受けた能登半島地域同様に半島地形や中山間地域に集落が点在するなど共通点が多く、南海トラフへの備えが急務となっております。このような中、愛媛県並びに本町においては、今後想定される大規模災害から住民生活や地域社会を守り、活力ある地域づくりを進めるため、国の対策期間終了後も切れ目なく、各分野における対策を着実に推進していく上で、十分な予算を安定的かつ継続的に確保することを強く求める意

見書を国及び政府に対して提出するものでございます。なお、意見書及び提出先につきましては、お手元に配付いたしましたとおりでございます。以上、議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第17 議員派遣

○議長（三谷喜好） 日程第17、議員派遣を議題といたします。

お諮りします。10月31日にサンポートホール高松で開催される第62回四国地区町村議会議長会研修会に全議員を派遣したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。団体からの要請等による議会とまちづくりを語る会の派遣期間、派遣場所、派遣議員等については、議長に一任を願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、ただいま申し上げましたとおり決定をいたしました。

お諮りいたします。各委員長より、閉会中の継続調査の申出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。町長、挨拶をお願い

します。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、9日間にわたり、連日、終始熱心な御審議を賜り、継続審議となりました決算認定を除き、議案を御議決いただきましたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。これから、令和7年度予算の編成時期を迎えますが、健全財政を堅持しつつ、新たなまちづくりの提示に向けた基盤強化を進めてまいりますので、議員の皆様の一層の御指導・御鞭撻をお願い申し上げます。朝夕には、ようやく暑さも和らいできたように感じているところですが、9月に入りましても残暑は厳しく、今後は秋雨前線や台風による気象災害も懸念される時期を迎えます。私も残り任期は5か月ほどとなりましたが、住民の安全安心には万全を期して臨んでまいりますので、議員の皆様におかれましても、くれぐれも御自愛いただき、町政の伸展に、より一層の御協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三谷喜好） 以上をもって令和6年第3回砥部町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時10分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長      三      谷      喜      好

砥部町議会議員      東                      勝      一

砥部町議会議員      佐   々   木      公      博

# 資 料

## 決算特別委員会 委員名簿

令和6年9月6日

|    | 役 職     | 氏 名       |
|----|---------|-----------|
| 1  | 委 員 長   | 原 田 公 夫   |
| 2  | 副 委 員 長 | 高 橋 久 美   |
| 3  | 委 員     | 日 野 恵 司   |
| 4  | 委 員     | 木 下 敬 二 郎 |
| 5  | 委 員     | 柿 本 正     |
| 6  | 委 員     | 東 勝 一     |
| 7  | 委 員     | 佐 々 木 公 博 |
| 8  | 委 員     | 小 西 昌 博   |
| 9  | 委 員     | 佐 々 木 隆 雄 |
| 10 | 委 員     | 松 崎 浩 司   |
| 11 | 委 員     | 大 平 弘 子   |
| 12 | 委 員     | 山 口 元 之   |
| 13 | 委 員     | 平 岡 文 男   |
| 14 | 委 員     | 三 谷 喜 好   |